

第6章

各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境保全経費

各府省の予算のうち環境保全に関係する予算については、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を行って各府省に示すとともに、環境保全経費として取りまとめました。平成25年度予算における環境保全経費の総額は、1兆9,326億円となっています(表6-1-1)。

2 政府の対策

(1) 環境基本計画の策定及び進捗状況の点検

平成24年4月27日に閣議決定された第四次環境基本計画では、「政策領域の統合による持続可能な社会の構築」などを今後の環境政策の展開の方向として位置づけ、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」など9つの優先的に取り組む重点分野を定めるとともに、計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総体的に表す総合的環境指標を活用することとしました。また、中央環境審議会では、25年から行う計画の進捗状況の点検の進め方について議論を行い、重点分野のうちその年に重点的に点検を行う分野(重点点検分野)や特に焦点を当てて審議を行う重点検討項目等を定め、効果的・効率的な点検を実施するとともに、東日本大震災からの復旧・復興及び放射性物質による環境汚染からの回復についても点検を実施することとしました。

(2) 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案

放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質による大気汚染並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとするとともに、放射性物質による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染についても環境影響評価を行うこととする等、大気汚染防止法その他の関係法律の規定の整備を行う必要があるため、第183回国会に、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案を提出しました。

(3) 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

化学物質による健康や生態系への影響、地球温暖化による環境への影響など、環境問題の多くには科学的な不確実性があります。しかし、ひとたび問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす可能性があります。この

表6-1-1 環境保全経費一覧

(単位：百万円)

	24年度 予算額	25年度 予算額	比較増△減
地球環境の保全	566,139	491,593	△ 74,546
生物多様性の保全 及び持続可能な利用	139,285	139,909	624
物質循環の確保と 循環型社会の構築	428,351	193,551	△ 234,801
水環境、土壌環境、 地盤環境の保全	62,682	71,207	8,525
大気環境の保全	222,760	230,212	7,452
包括的な化学物質 対策の確立と推進	6,762	6,736	△ 26
放射性物質による 環境汚染の防止	0	697,995	697,995
各種施策の基盤 となる施策等	105,775	101,408	△ 4,368
合 計	1,531,755	1,932,610	400,855

(注) 1：端数処理(百万円未満四捨五入)の関係で、合計が一致しない場合がある。

2：表中の計数には特別会計を含む。

3：複数の区分に該当する予算要求については、便宜上、主要区分による集計を行っている。

資料：環境省

ため、環境影響が懸念される問題については、科学的証拠が欠如していることを理由に対策を遅らせず、知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいて対策を講じていくべきです。この予防的取組は、第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）においても「環境政策における原則等」として、位置づけられており、さまざまな環境政策における基本的な考え方として取り入れられています。関係府省は、第4次環境基本計画に基づき、予防的な取組方法の考え方に関する各種施策を実施しました。

コラム

化学物質対策における予防的取組

化学物質の中には、その製造、輸入、使用等の段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのあるものがあるため、予防的な取組方法の考え方に基づく対策が進められています。

国際的には、2002年（平成14年）に持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット、WSSD）において、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との目標（WSSD2020年目標）が合意され、この目標の達成に向け、2006年に第1回国際化学物質管理会議において「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ」（SAICM）が採択されました。

我が国においては、環境基本計画の中でその位置づけが示されているほか、平成24年9月に策定されたSAICM国内実施計画において、特に未解明の問題に対して「予防的取組方法の考え方」に立って的確に対応することが記載されており、WSSD2020年目標の達成に向けて、予防的取組方法に留意しつつ、国民の健康や環境を守るという視点に立って、また、労働者の健康、脆弱な集団の健康や、影響を受けやすい環境に対する悪影響を防止するとのSAICMの考え方を踏まえ、製造・使用から廃棄に至る化学物質のライフサイクル全体を通じたリスクの低減を図っています。

予防的取組方法の考え方に立った取組例として、平成22年度から実施している出生コホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」があります。この調査では、10万組の親子の協力を得て、環境中の化学物質等が子供の健康に与える影響を明らかにし、子供の脆弱性を考慮したリスク管理体制を構築する取組が進められています。また、内分泌かく乱作用に関する評価手法の確立や環境中のナノマテリアルによる影響等の解明などの未解明の問題への取組も進められています。

第2節 経済・社会のグリーン化の推進

1 経済的措置

ア 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表6-2-1のとおりでした。

イ 税制上の措置等

平成24年度税制改正において、[1]地球温暖化対策のための税の導入、[2]エコカー減税及び自動車税のグリーン化特例の拡充・延長等の車体課税の見直し、[3]再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設、[4]放射性物質による汚染への対処を促進するための特例措置の創設、[5]認定長期優良住宅の新

表6-2-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

小規模企業設備資金制度による融資	「小規模企業者設備導入資金助成法」(昭和31年法律第115号)に基づき、小規模企業者に対しての、貸付け、割賦販売・リース。この一環として、公害防止施設に対する融資等。
日本政策金融公庫	産業公害防止施設等に対する特別貸付。 地域及び経営の実情、環境汚染の実態等に応じた環境保全対策に必要な家畜排せつ物処理施設の設置等に要する資金の融通。
独立行政法人中小企業基盤整備機構による融資	騒音、ばい煙などの公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で工場適地に移転する工場の集団化事業等に対する設備資金の融資等。 また、相談窓口を設置し、専門員が環境・安全関連の法律等に関する質問や相談に対応。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による融資	金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)による事業者負担金に対する融資。

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し、[6] 認定長期優良住宅を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例措置の延長、[7] 認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に係る税率の軽減措置の延長、[8] 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の延長、[9] 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長、[10] 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の延長、[11] 産活法の認定計画に基づき行う登記の税率の軽減措置の延長、[12] 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(増加型・高水準型)の延長等の措置を講じました。

ウ 地方公共団体における環境関連税の導入の動き

地方公共団体において、環境関連税の導入の検討が進められています。例えば、産業廃棄物の排出量又は処分量を課税標準とする税について、平成24年12月末現在、27の都道府県及び1の政令市で条例が制定され施行されました。税収は、主に産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられています。

また、森林環境税や森づくり税等名称こそ違え、森林整備等を目的とする税が31県において導入されています。例えば、高知県では、県民税均等割の額に500円を加算し、その税収を森林整備等に充てるために森林環境保全基金を条例により創設するなど、実質的に目的税の性格を持たせたものとなっています。

2 環境配慮型製品の普及等

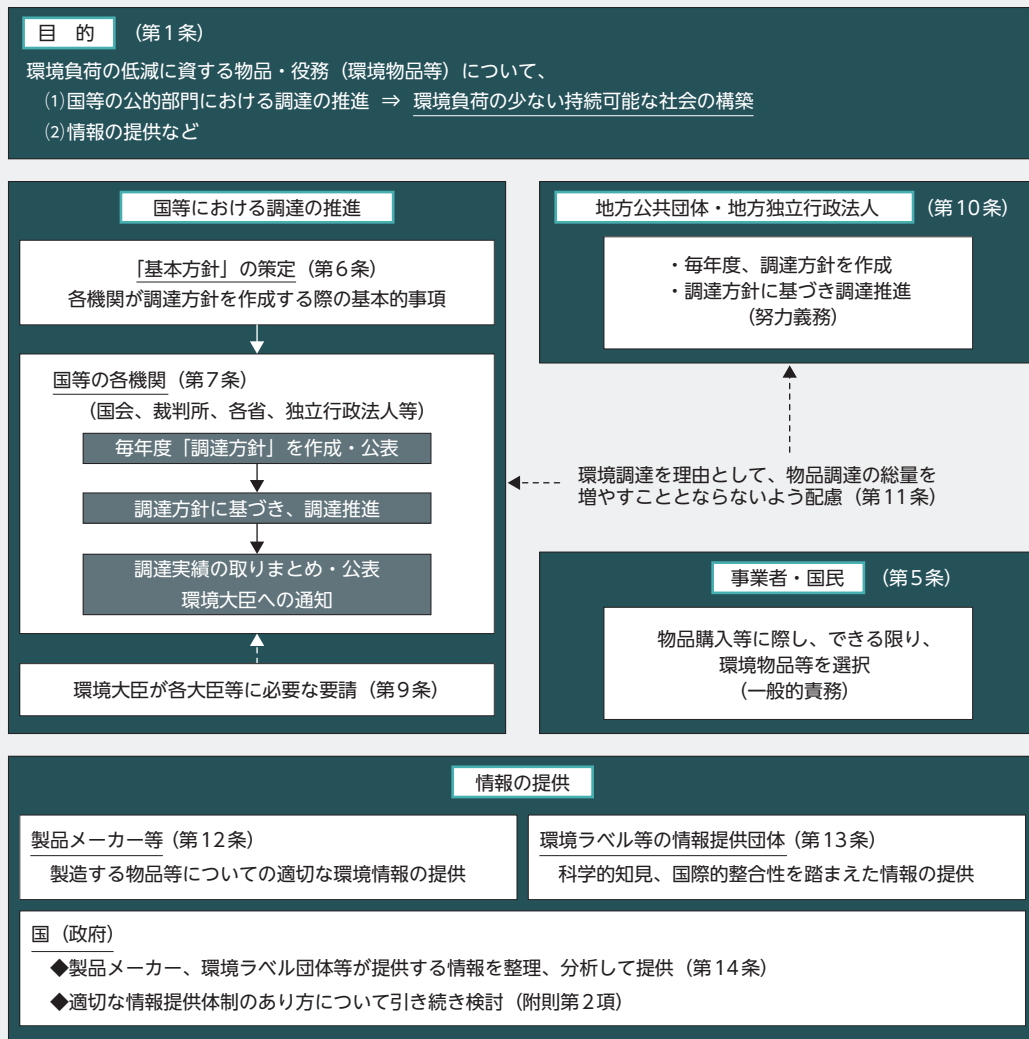
(1) グリーン購入の推進

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)(図6-2-1)に基づく基本方針に即して、国等の各機関は、平成24年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

また、グリーン購入の取組をさらに促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした説明会を全国8か所において開催しました。

グリーン購入を推進するためには、国等の機関のみならず、各地方公共団体や事業者、住民等によるグリーン購入の取組が重要です。そこで、地域におけるグリーン購入の取組を推進するために、地方公共団体、消費者、事業者等に対し、グリーン購入の組織的な取組を行うための研修や情報提供や啓発のためのセミナーを全国4か所で開催しました。また、グリーン購入の取組が進んでいない地方公共団体等にも無理なくグリーン購入を始めもらうために策定した「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を活用し、普及・啓発を行っています。

図6-2-1 グリーン購入法の仕組み



資料：環境省

(2) 環境配慮契約（グリーン契約）

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）（図6-2-2）に基づく基本方針に従い、国等の各機関は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進しました。

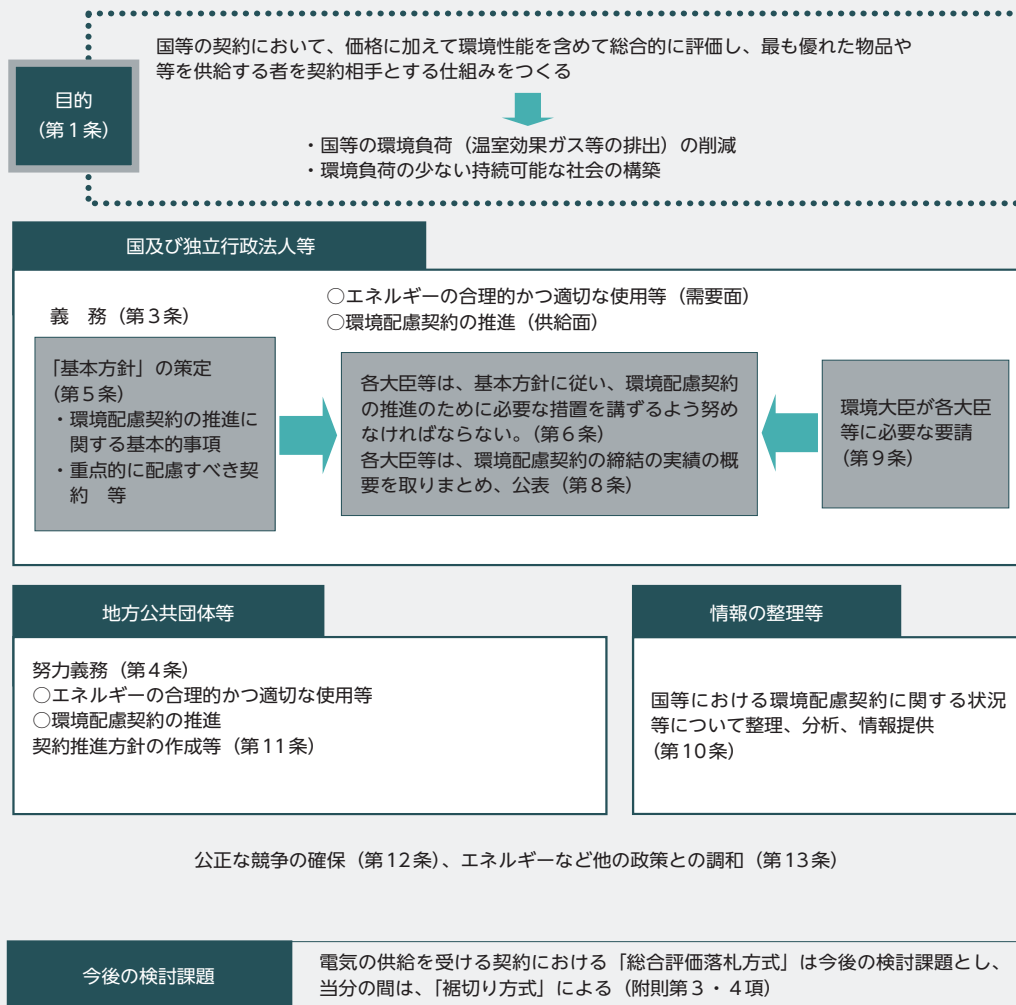
また、環境配慮契約の取組をさらに促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした説明会を全国8か所において開催するとともに、環境配慮契約の取組が進んでいない地方公共団体等にも無理なく環境配慮契約を始めもらうために策定した「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」を改定し、普及・啓発を行っています。

(3) 環境ラベリング

消費者が環境負荷の少ない製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、環境ラベル等環境表示の情報の整理を進めました。日本で唯一のタイプI環境ラベル（ISO14024準拠）であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継続して整備しており、平成24年12月末現在、エコマーク対象商品類型数は54、認定商品数は5,203となっています。

事業者の自己宣言による環境主張であるタイプII環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理、分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用しました。また、適切な環境表示のあり方をまとめた「環境表示ガイドライン」について、内容を充実し、よりわかりや

図6-2-2 環境配慮契約法の構造



資料：環境省

すい内容へ見直しを行いました。

さらに、環境物品等を国際的に流通させてグリーン購入の取組を推進するためには、各国の環境ラベル制度における基準の共通化等が必要であるため、我が国のエコマークを中心に、各国環境ラベル間の相互認証に関する調査・分析を行いました。

(4) 標準化の推進

日本工業標準調査会(JISC)は、平成24年度は「JIS C8158一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超)」などの環境JIS制定・改正を行うとともに、環境関連法令等の中での環境JISの位置づけを確認しながら、自治体・企業・消費者のグリーン購入等における環境JISの活用状況・ニーズの調査を踏まえ、個別具体的な環境JISの制定・改正・活用促進に向けた検討を行いました。

(5) ライフサイクルアセスメント (LCA)

政府は、原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体で環境に与える影響を定量的に分析・評価するLCAの手法を活用して、製品のライフサイクル全体で排出される温室効果ガス排出量を算定し、消費者に分かりやすく表示するカーボンフットプリント試行事業を平成21年より実施し、平成23年3月末現在でPCR (商品種別算定基準)の数は73、認定商品数は469となっています。

(6) 住宅エコポイント

一定の省エネ基準を満たすエコ住宅の新築、二重サッシ化や複層ガラス化などの窓の断熱改修、外壁や天井等への断熱材の施工といったエコリフォーム、及びエコリフォームに併せて設置する住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）等に対して、多様な商品等と交換できるポイントを発行する住宅エコポイント事業を実施しました。その後、平成23年10月から、東日本大震災の復興支援も目的として制度を再開し（復興支援・住宅エコポイント）、エコリフォームと併せて行うことでポイントの発行対象となる工事等に耐震改修やリフォーム瑕疵保険への加入を追加したほか、発行されたポイントの半分以上を復興支援商品に使うこととしました。復興支援・住宅エコポイント制度における対象工事の着工・着手期間は、平成24年10月末で終了しており、住宅エコポイント制度と併せて、平成25年2月末現在で約180万戸の申請がありました。

3 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

(1) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムについて情報提供等を行い、幅広い事業者への普及を図りました。特に、中小事業者向けに策定された「エコアクション21」については、平成23年度に「建設業」「産業廃棄物処理業」など、特定の業種に対応した業種別のガイドラインを策定し、平成24年度は新たに「地方公共団体」を策定しました。平成25年3月末現在、環境マネジメントシステムISO14001の認証登録件数は約2万件、エコアクション21の認証登録件数は約7千件です。

(2) 環境会計

環境会計については事業者による効率的かつ効果的な環境保全活動の推進に資するため、さらなる環境会計の促進と質の向上に向けて環境会計ガイドライン改訂の検討を実施しました。

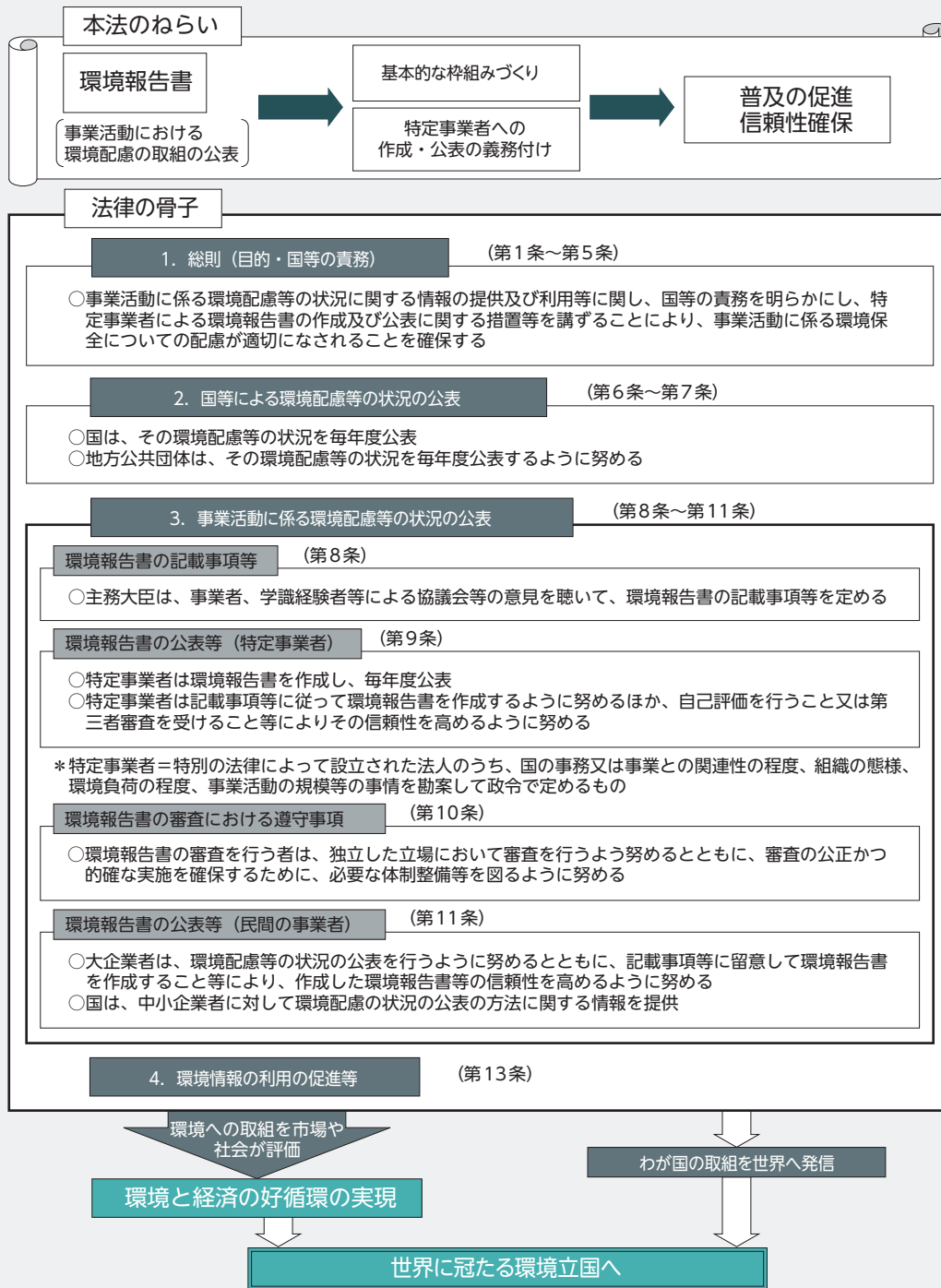
企業経営に役立つ環境管理会計の一手法であり、廃棄物削減と生産性向上を同時に実現するマテリアルフローコスト会計については、普及・促進のため、普及事業の拠点となる事業者団体等におけるセミナー等の開催、導入実証事業と普及指導を担う人材育成のためのインターンシップ事業を実施しました。また、平成20年3月にISOにおいて承認されたマテリアルフローコスト会計の国際標準規格化については、我が国が議長及び幹事を務める作業部会ISO/TC207/WG8にて議論されており、我が国の主導により、平成23年9月に国際規格 (ISO 14051) としてISO発行され、日本工業規格 (JIS) についても平成24年3月に、JIS Q14051 (環境マネジメント—マテリアルフローコスト会計—一般的枠組み) を制定・公示しました。

(3) 環境報告書

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています（図6-2-3）。環境報告書の作成・公表及び利用活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるサイトとして「もっと知りたい環境報告書」を運用しました。また、民間企業・団体の環境報告書を検索可能な形で搭載したサイトとして「環境報告書プラザ」を運用しました。

また、環境報告書作成にあたっての実質的な手引きである環境報告ガイドラインについて、更なる情報開示の促進と質の向上に向けた改訂を実施しました。環境報告書の表彰制度である環境コミュニケーション大賞において、優れた報告書の表彰を行いました。

図6-2-3 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の概要



資料：環境省

(4) 公害防止管理者制度

各種公害規制を遵守し、公害防止に万全を期すため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）によって、一定の条件を有する特定工場に公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、国家資格を有し、公害防止に関する技術的な事項を管理する公害防止管理者等の選任による公害防止組織の整備及び都道府県知事等への届出が義務付けられています。

資格の取得方法は、国家試験の合格、または資格認定講習の修了の2種類があり、国家試験は、昭和46年度から実施され、平成24年度の合格者数は6,364人、これまでの延べ合格者数は33万9,777人です。

また、資格認定講習は、一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者を対象として、昭和47年度から実施され、平成24年度の修了者数は2,205人、これまでの修了者数は26万

3,999人です。

(5) 効果的な公害防止の取組の促進

近年の環境問題の多様化や激甚な公害の対応を担ってきた職員の退職等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況が変化しており、こうした中で、昨今、排出基準の超過や測定データの改ざん等が明らかになっており、事業者や地方公共団体における効果的な公害防止対策の推進の必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、改正された大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)が平成23年4月に全面施行され、事業者による測定結果の保存が新たに義務付けられるとともに、測定結果の未記録や改ざん等への罰則が強化されました。また、水質汚濁防止法については、事故時の措置の対象物質として新たに52の指定物質を定めるなど拡充がなされました。

さらに、平成22年1月の中央環境審議会答申(「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」)を踏まえ、平成24年6月に、地域の事業者・地域住民・地方自治体の3者による地域社会の連携の望ましい在り方について示した「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」を策定しました。また、同指針が目指す地域での相互信頼に基づく公害防止取組が促進されるよう、自治体担当者等が集まる会議や勉強会等において、指針の紹介や先進事例に係る情報提供の働きかけを行いました。

(6) 温室効果ガスの有効化審査員・検証員の力量に関する標準化

温室効果ガスの有効化審査員・検証員の力量に対する要求事項に関する国際規格(ISO14066)の平成23年4月発行をうけて、日本工業規格(JIS)を平成24年3月に発行しました。

(7) ICT利活用による環境負荷軽減の効果の評価手法

ICT利活用による環境負荷軽減の効果を評価するもののうち、平成24年3月にICTサービス等を構成するハードウェア資源、消費するエネルギーや物量に伴うCO₂排出量を、「物の消費」や「人・物の移動」等「8つの活動項目」に整理し、それぞれ「原材料取得」「製造」「使用」「廃棄/リサイクル」にいたるライフサイクル全体にわたって算出する「ICT製品・ネットワーク・サービスの環境影響評価手法(L.1410)」がITU-T勧告として採用されました。

4 環境金融の促進

(1) 環境投融資に係る支援

民間資本を環境分野への投資に誘引する観点からは、金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への投融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することが重要です。

このため、国が民間投資の呼び水となる出資を行うことにより、一定の環境性能を有する良質な不動産供給(改修・建て替え・開発事業)を推進する事業を開始しました。

また、温暖化対策設備投資に係る融資のうち金融機関による環境格付を用いた低利融資に対する利子補給事業のほか、低炭素機器をリースで導入した場合のリース事業者に対するリース料の助成事業を引き続き実施しました。

日本政策金融公庫においては、大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑制・有効利用、温室効果ガス排出削減、省エネ等の環境対策に係る融資施策を引き続き実施しました。

さらに、金融機関が自主的に策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」(平成25年1月15日現在184機関が署名)について、引き続き事務局として支援を行いました。

(2) 投融資判断に資する企業の環境情報開示等

投融資判断に資する企業の環境情報の提供促進について検討を行うとともに、環境報告ガイドラインの改訂へ反映を行いました。

表6-2-2 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状

市場規模 (兆円)		雇用規模 (万人)	
平成12年	平成23年	平成12年	平成23年
58	82	175	227

資料：環境省

5 その他環境に配慮した事業活動の促進

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

我が国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、環境省の調査によれば、平成23年の市場規模は約82兆円、雇用規模は約227万人となっています(表6-2-2)。前年(平成22年)はそれぞれ約80兆円、約225万人と推計されており、市場規模、雇用規模ともに増加傾向が示唆され、世界的な金融危機後の回復基調が続いているものと考えられます。

また、平成22年12月より、年に2回、企業を対象に、環境ビジネスの景況感等についての調査を行う「環境経済観測調査」を行っています。平成24年12月の調査結果によると、環境ビジネス実施企業の環境ビジネスに係る業況DI(※)は、前回の平成24年6月調査と比べ、ほぼ横ばいですが、他のビジネス実施企業も含めた調査対象企業の業況DIとの比較では大きく上回り、好調さを維持しています。(環境ビジネス：今回9・前回10、全ビジネス：今回9) また、前回調査同様、先行きについては、半年先、10年先ともに引き続き改善するとの見通しを維持しており、特に「地球温暖化対策」分野の業況DIが、全体を牽引しています。

(※DI：ディフュージョン・インデックスで、「良い」と回答した割合－「悪い」と回答した割合、%ポイント。)

6 社会経済の主要な分野での取組

(1) 農林水産業における取組

環境と調和のとれた農業生産活動を推進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を引き続き推進しました。さらに、持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定促進や、環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を引き続き行いました。新たに21年度から、エコファーマーの技術や経験の交流を図るための全国ネットワーク化を支援しました。

また、化学肥料、化学合成農薬の5割以上低減する取組とセットで行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援を行うとともに、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針に即し、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、栽培技術の体系化の取組等の支援、施設の整備に関する支援を行いました。

畜産業において発生する家畜排せつ物からの環境負荷を低減するため、たい肥化施設等の施設整備を推進し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)に基づく適正な管理を確保するとともに、たい肥化による農業利用や、エネルギー利用等の一層の推進を図りました。

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び地球温暖化対策の推進を図るため、造林、保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、計画的な保安林の指定の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理、炭素の貯蔵庫となるなどの特徴を有する木材利用の推進に引き続き努めました。

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理や資源回復計画に

基づく取組を支援しました。また、沿岸域の藻場・干潟の造成等、生育環境の改善を実施しました。養殖業については、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進するとともに、種を組み合わせた養殖による環境負荷低減技術の開発を進めました。

(2) 運輸・交通

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車1台ごとの排出ガス規制の強化を着実に実施しました。自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)に基づく自動車使用の合理化の指導等を実施しました。また、同法による車種規制の円滑な施行を図るため、担保要件の緩和を含む政府系金融機関による低利融資等の普及支援策を講じました。

ア 低公害車の開発等

次世代低公害車の技術開発としては、大型車について低公害性の抜本的な改良を目指すため、高効率ハイブリッドトラック、電気・プラグインハイブリッドトラック、バイオディーゼルエンジン及び高性能電動路線バス等の技術開発等を進めました。

また、交通分野において、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究として、EVバスやEVバイクの実用化・普及に向けた実証研究等を行いました。

さらに、車両導入に対する各種補助、自動車税のグリーン化及び自動車重量税・自動車取得税の時限的免除・軽減措置等の税制上の特例措置並びに政府系金融機関による低利融資を講じ、低公害車のさらなる普及促進を図りました。

イ 交通管理

新交通管理システム(UTMS)の一環として、交通管制システムの高度化等により、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、光ビーコン等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ確に提供しました。また、交通公害低減システム(EPMS)を神奈川県、静岡県、兵庫県において運用しました。さらに、3メディア対応型道路交通情報通信システム(VICS)車載機の導入・普及等を積極的に推進しました。

また、都市部を中心に各種交通規制を効果的に実施することにより、その環境の改善に努めました。具体的には、大型車を道路の中央寄りに走行させるための通行区分の指定を行うとともに、大量公共輸送機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス優先・専用通行帯の指定、公共車両優先システム(PTPS)の整備等を推進しました。また、都市における円滑な交通流を阻害している違法駐車を防止し、排除するため、駐車規制の見直し、違法駐車取締りの強化、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等の運用等のハード、ソフト一体となった駐車対策を推進しました。

ウ 公共交通機関利用の促進

自家用自動車に比べ環境負荷の少ないバス・鉄道などの公共交通機関利用への転換を促進するため、バスを中心としたまちづくりを行うオムニバスタウンの整備推進、バス・鉄道共通ICカードの普及促進、バスロケーションシステムの普及促進、ノンステップバスの導入促進等、バスの利用促進策を講じました。また、軌道改良・曲線改良等の幹線鉄道の高速度化等を行う一方、都市鉄道新線の整備、複々線化等の輸送力増強による混雑緩和や、速達性の向上を図りました。さらに、貨物線の旅客線化、駅施設や線路施設の改良など既存ストックを有効活用するとともに、乗継円滑化等に対する支援措置を講じることや駅のバリアフリー化を推進することにより利用者利便の向上策を講じました。

また、通勤交通グリーン化の推進のため、事業所単位でのエコ通勤の取組支援として、エコ通勤優良事業所認証制度の普及・促進を図り、平成25年3月末現在で578事業所を認証するなど、マイカーから公共交通等への利用転換の促進を図りました。

第3節 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等

1 グリーン・イノベーションの推進

(1) 環境研究・技術開発の実施体制の整備

ア 研究開発の総合的推進

第4期科学技術基本計画（計画年度：平成23～27年度）では、科学技術政策と科学技術の成果を新たな価値創造に結びつけるイノベーション政策とを一体化した科学技術イノベーション政策を全面に押し出し、従来の「分野別推進戦略」から国が取り組むべき政策課題をあらかじめ設定する「課題解決型推進戦略」に転換しています。環境・エネルギー分野でのイノベーションを目指すグリーン・イノベーションでは、エネルギーの安定確保、気候変動問題への対応を喫緊の課題としています。

グリーン・イノベーションでは、先ず目指すべき社会の姿を「自然と共存し持続可能な環境・エネルギー先進国」とし、次にその実現に必要な政策課題を、クリーンエネルギー供給の安定確保、分散エネルギーシステムの拡充、エネルギー利用の革新、社会インフラのグリーン化、と設定しています。さらに、例えば政策課題「社会インフラのグリーン化」の解決のために最優先で進めるべき重点的取組としては「地域特性に応じた自然共生型のまちづくり」を設定するという手順で、個別施策の提示の前に全体設計をしています。

また、平成22年からの5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題や、その効果的な推進方策を示した「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成22年6月中央環境審議会答申）については、実施状況をフォローアップし、その着実な推進を図りました。

イ 環境省関連試験研究機関における研究の推進

(ア) 独立行政法人国立環境研究所

独立行政法人国立環境研究所では、環境大臣が定めた第3期中期目標（平成23～27年度）と第3期中期計画に基づき、環境研究の中核的研究機関として、また、政策貢献型の研究機関としての役割を果たすため、環境研究の柱となる8の研究分野（[1] 地球環境研究分野、[2] 資源循環・廃棄物研究分野、[3] 環境リスク研究分野、[4] 地域環境研究分野、[5] 生物・生態系環境研究分野、[6] 環境健康研究分野、[7] 社会環境システム研究分野、[8] 環境計測研究分野）を設定し、それらを担う研究センターにおいて、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に研究を推進しました。特に、課題対応型研究としては、緊急かつ重点的な研究課題や次世代の環境問題に先導的に取り組む研究課題として、10の研究プログラムを推進しています。さらに、長期的な取組が必要な環境研究の基盤整備として、地球環境モニタリングや、「子どもの健康と環境に関する全国調査」の総括的な管理・運営等を進めました。また、環境の保全に関する国内外の情報を収集、整理し、環境情報メディア「環境展望台」によってインターネット等を通じて広く提供しました。

東日本大震災からの復旧・復興に向けて、研究所の有する知見やネットワークを活用して研究面から貢献するとともに、環境中の放射性物質の動態解明や放射性物質に汚染された廃棄物等の効率的な処理処分等に関する研究を実施しました。

(イ) 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、水俣病発生の地にある国の直轄研究機関としての使命を達成するため、外部委員による評価と水俣病や環境行政を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、平成22年8月に「中期計画2010」を策定し、[1] メチル水銀の健康影響に関する調査・研究、[2] メチル水銀の環境動態に関する調査・研究、[3] 地域の福祉の向上に貢献する業務、[4] 国際貢献に資する業務の4つの重点分野について研究及び業務を推進しました。

メチル水銀の健康影響に関し、脳磁計(MEG)を活用した臨床研究を地元医療機関との共同研究により実施しました。また、国内の研究機関等を対象とした公募による幅広い水銀研究を実施しました。さらに、水俣

病発地域福祉の向上等に貢献するため、社会福祉協議会等と協力して、「介護予防等在宅支援のための地域社会構築推進事業」を進めるとともに、市街地に拠点を設け、地域再生・振興に関する調査・研究を開始しました。

国際貢献として、開発途上国に対して、水銀分析技術移転のために研究者の派遣を積極的に行いました。また、国外の研究者を受け入れて、メチル水銀のヒトへの健康に及ぼす影響に関する共同研究や水銀分析技術を中心とした研修を実施し、WHO研究協力センターとしての役割を果たしました。

併せて、これらの施策や研究内容について、国立水俣病総合研究センターホームページ (<http://www.nimd.go.jp/> (別ウィンドウ))上で具体的かつ分かりやすい情報発信を実施しました。

ウ 各研究開発主体による研究の振興等

文部科学省において、先進環境材料分野、植物科学分野、環境情報分野、北極気候変動分野において大学等のネットワークを構築し、組織横断的な教育・研究活動や施設・設備の共同利用、産学連携プラットフォームの構築等を推進しました。大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が実施する人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化する研究プロジェクトの推進や科学研究費助成事業による研究助成など、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。また、戦略的創造研究推進事業等により、環境に関する基礎研究の推進を図りました。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。これらの地方環境関係試験研究機関との緊密な連携を確保するため、地方公共団体環境試験研究機関等所長会議を開催するほか、環境保全・公害防止研究発表会を開催し、研究者間の情報交換の促進を図ります。

(2) 環境研究・技術開発の推進

環境省に一括計上した平成24年度の関係行政機関の試験研究機関の地球環境保全等に関する研究のうち、公害の防止等に関する各府省の試験研究費では、4府省9試験研究機関等において、長期継続的環境観測、各府省における行政施策への反映が期待できる研究について、合計15の試験研究課題を実施しました。

「環境研究総合推進費」では、個別領域にとどまらない研究開発が一層求められていることを踏まえ、「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を「環境研究総合推進費」と統合し、より優良な提案を募ることを可能とすることにより、これらの研究開発を強化しました。重点施策としては、戦略プロジェクト「地球規模の気候変動リスク管理戦略の構築に関する総合的研究」を開始しました。また、「東日本大震災からの復興に対する環境研究・技術開発からの貢献」を特別重点課題として、「沿岸生態系における放射性物質の拡散過程の解明」等の研究・技術開発を行いました。

また、地球温暖化の防止に関する研究の中で、各府省が中長期的視点から計画的かつ着実に関係研究機関において実施すべき研究を、「地球環境保全試験研究費」により効果的に進めました。

また、東日本大震災からの復興にあたり、放射性物質の環境中の動態解明、放射性物質汚染廃棄物・土壌等の処理・処分技術の評価・開発等、さらなる研究開発を推進するため、福島復興再生基本方針に基づいて、福島県が設置する「福島県環境創造センター(仮称)」の整備を支援しました。

警察庁では、よりきめ細かな信号制御を行い交通の円滑化を図るため、ムーブメント信号制御方式による信号制御高度化モデル事業の効果測定を実施しました。

総務省では、独立行政法人情報通信研究機構等を通じ、電波や光を利用した地球環境観測技術として、人工衛星から地球の降水状態を観測するGPM搭載二周波降水レーダ、同じく人工衛星から地球の雲の状態を観測する雲レーダ、ライダーによる温室効果ガスの高精度観測技術、突発的局所災害の観測及び予測のために必要な次世代ドップラーレーダー技術、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市規模で詳細に計測するセンシングネットワーク技術、天候等に左右されずに被災状況把握を可能とするレーダを使用した高精度地表面可視化技術の研究開発等を実施しました。さらに、情報通信ネットワーク設備の大容量化に伴って増大する電力需要を抑制するため、光の属性を極限まで利用するフォトニックネットワーク技術による低消費電力光ネットワークノード技術等、極限光ネットワークシステム技術の研究開発を実施しています。

農林水産省では、環境保全型農業等の農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価手法の開発、国産バイオ燃料の利用促進を図るため、バイオエタノールの生産コストを大幅に削減する技術開発、農林水産分野における温室効果ガスの排出削減技術・吸収源機能向上技術の開発及び影響評価に基づく地球温暖化の進行に適応した生産安定技術の開発、環境保全型農業等の農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価法の開発を引き続き推進しました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた被災地における営農の早期再開のため、関係府省が連携して、物理的手法や化学的手法による農地土壌の放射性物質除去技術や作物の種類に応じた農作物への放射性物質吸収抑制技術の開発を実施するとともに、その効果を実証し、成果が得られたものについて順次公表しました。また、開発された農地除染技術をさまざまな現地条件において工事実施レベルで実証し、その結果についてとりまとめ、「農地除染対策の技術書」等として平成24年8月に公表しました。さらに、東日本大震災により被災した木材加工流通施設等の復旧、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析や効率的な放射性物質の除去・低減のための技術の検証・開発等を推進しました。

経済産業省では、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノづくり技術の開発を実施しました。また、バイオテクノロジーの適切な産業利用のための遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)の適切な施行や、海外の遺伝資源の円滑な利用を促進するため関係者との協議を行う等、事業環境の整備を実施しました。

循環型社会の構築に向け、「下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)」等において開発された、下水汚泥の有効利用に係る技術の普及を推進しました。

国土交通省では、地球温暖化対策にも配慮しつつ、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、さまざまな対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の実用化や、地球温暖化対策に資するCO₂の吸収量算定手法の開発等を実施しました。また、船舶からの大気汚染防止に関する国際規制強化の動向に対応するため、排出ガスに含まれるNO_x等を大幅削減する環境にやさしい船用エンジンの排出ガス後処理装置(SCR触媒)に係る認証方法技術の確立に向けた研究を行いました。

(3) 環境研究・技術開発の効果的な推進方策

地球温暖化対策に関しては、新たな地球温暖化対策技術の開発・実用化・導入普及を進めるため、「地球温暖化対策技術開発・実証研究事業」において、環境対応自動車におけるリチウムイオン電池の長寿命化に関する技術開発など、全体で65件の技術開発・実証研究事業を実施しました。

先端的低炭素化技術開発事業では、抜本的な温室効果ガスの削減を実践するため、従来技術の延長線上にない新たな科学的・技術的知見に基づいた革新的技術の研究開発を、引き続き幅広く公募によりシーズを掘り出し、競争的環境下で推進しました。

省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力、クリーンコールテクノロジーの開発を実施するとともに、分離回収したCO₂を地中(地下1,000m程度)へ貯留する二酸化炭素回収・貯留(CCS)に係わる技術開発を実施しました。

データセンタにおける消費電力の多くを占める空調システムの省エネルギー対策のための実証実験を実施し、その成果をITU(国際電気通信連合)に提案しました。提案した内容が盛り込まれた「グリーンデータセンターのベストプラクティス(L1300)」が平成23年11月にITU-T勧告として採用されました。

先進的な環境技術の普及を図る「環境技術実証事業」では、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術)など8分野で対象技術の環境保全効果などを実証しました。また、これまでに実証した技術について、成果を発表し、技術の普及を図るため、ホームページや学会での紹介を行いました。

地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費に係る研究成果については、研究成果発表会・シンポジウム等を通じて公開し、関係行政機関、研究機関、民間企業、民間団体等へ成果の普及を図りました。また、環境研究総合推進費ホームページにおいて、研究成果及びその評価結果等を公開しています。

地球温暖化対策技術開発・実証研究事業についても、ホームページにおいて成果及びその評価結果等を公開しているほか、「地球温暖化対策技術開発成果発表会」を開催し、一般向けに広く情報提供を行いました。

2 官民における監視・観測等の効果的な実施

(1) 地球環境に関する観測・監視

大気における気候変動の観測について、気象庁は世界気象機関（WMO）の枠組みで地上及び高層の気象観測を継続的に実施するとともに、全球気候観測システム（GCOS）の地上及び高層の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。さらに、世界の地上気候データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し地上気候データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

また、温室効果ガスなど大気環境の観測については、独立行政法人国立環境研究所及び気象庁が、温室効果ガスの測定を行っています。独立行政法人国立環境研究所では、沖縄県波照間島等で温室効果ガスの測定を行っているほか、航空機・船舶を利用した大気中及び海洋表面における温室効果ガスの測定や陸域生態系における二酸化炭素収支の測定を行っています。気象庁では、WMOにおける全球大気監視（GAW）計画の一環として、温室効果ガス、CFC等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線等の定常観測を東京都南鳥島等で行うとともに、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中の二酸化炭素等の定期観測を実施しています。さらに大気混濁度の観測を実施しているほか、北西太平洋上空の温室効果ガスの航空機による定期観測を行っています。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」等を用いた観測研究、観測技術の研究開発を推進しました。第53次南極地域観測隊が昭和基地を中心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球環境変動の解明を目的とする各種のプロジェクト研究観測等を実施しました。また、北極海域における大気・海洋観測の強化や環境予測システムの構築等を図る北極気候変動プロジェクトを推進しました。地球規模の変動に大きく関わっている海洋における観測について、海洋の観測データを飛躍的に増加させるため、海洋自動観測フロート約3千個を全世界の海洋に展開し、地球規模の高度海洋監視システムを構築する「Argo計画」を推進しました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候変化に関する予測情報を「地球温暖化予測情報」によって提供しており、情報の高度化のため、大気の運動をさらに精緻化させた詳細な気候変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、熱帯降雨観測衛星（TRMM）搭載の我が国の降雨レーダ（PR）や米国地球観測衛星（Aqua）搭載の我が国の改良型高性能マイクロ波放射計（AMSR-E）から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。さらに、環境省、独立行政法人国立環境研究所及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構の共同プロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）の観測データの検証、解析を進め、全球の温室効果ガス濃度分布や月別・地域別の二酸化炭素の吸収・排出量の推定結果の一般提供を行いました。また、平成24年度から、より精緻な観測が可能な「いぶき」の後継機の開発に着手しました。

我が国における地球温暖化に係る観測を、統合的・効率的に実施するため、環境省と気象庁は共同で地球観測連携拠点（温暖化分野）の活動を推進しました。

地球環境変動予測研究については、世界最高水準の性能を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用して地球温暖化予測モデル開発等を推進するとともに、全球予測結果の高精細化や不確実性の低減等のための研究開発を推進しました。

さらに、観測・予測データの収集からそれらのデータの解析処理を行うための共通プラットフォームの整備・運用を実施するとともに、具体的な適応策の提示までを統一的・一体的に推進することにより、温暖化に伴う環境変化への適応策案に貢献する研究開発を推進しました。

また、「地球観測の推進戦略」を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢整備のため、「地球環境保全試験研究費」において「地球観測モニタリング支援型」を平成18年度より創設し、平成24年度は、「センサーネットワーク化と自動解析化による陸域生態系の炭素循環変動把握の精緻化に関する研究」、「船舶観測による広域サンゴモニタリングに関する研究」、「アジア・オセアニア域における長寿命・短寿命気候影響物質の包括的長期観測」、「環境因子の変化に伴う疾病構造変化モニタリングと中長期環境モニタリングおよび暴露調査結果を用いた環境がヒトへ与える影響の解析を行う病院コホートを

利用したデータマイニングシステムの研究]、「シベリアのタワー観測ネットワークによる温室効果ガス(CO₂、CH₄)の長期変動解析」課題を開始しました。

(2) 技術の精度向上等

地方公共団体及び民間の環境測定分析機関における環境測定分析の精度の向上及び信頼性の確保を図るため、土壌(農用地土壌)試料(重金属類)、底質資料1 (PCB)及び底質資料2 (有機塩素化合物)を調査試料として、環境測定分析統一精度管理調査を実施しました。

3 技術開発などに際しての環境配慮等

バイオレメディエーション事業の健全な発展と利用の拡大を通じた環境保全を図るため、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき、事業者から提出された浄化事業計画につき、同指針に関する審査を行う業務を実施しました。

第4節 国際的取組に係る施策

1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

地球環境問題に対処するため、[1]国際機関の活動への支援、[2]条約・議定書の国際交渉への積極的参加、[3]諸外国との協力、[4]開発途上地域への支援を積極的に行っています。

(1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保

ア 多国間の枠組みによる連携

(ア) 国連を通じた取組

a 国連持続可能な開発会議(リオ+20、UNCSD)における取組

平成24年6月にブラジル・リオデジャネイロで国連持続可能な開発会議が開催されました。会議には世界各国から多数の首脳や閣僚級が参加したほか、各国政府関係者、国会議員、地方自治体、国際機関、企業及び市民社会から約3万人が参加しました。会議では、グリーン経済の重要性や国連環境計画(UNEP)の組織強化について盛り込まれた成果文書「The Future We Want」が採択され、我が国も議論に貢献しました。

また、我が国は、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済移行への貢献、災害に強い強靱な社会づくりの3分野を柱とする「緑の未来」イニシアティブを発表しました。さらに、我が国の優れた環境技術や省エネ技術等をアピールすることを目的に、官民が連携して日本パビリオンを設置し、展示やセミナーを行いました。

b 国連環境計画(UNEP)における活動

我が国は、創設当初から一貫して国連環境計画(UNEP)の管理理事国であるとともに、環境基金に対し、平成24年は約280万ドルを拠出する等、多大な貢献を行っています。同年2月には、第12回管理理事会特別会合/グローバル閣僚級環境フォーラムがケニア・ナイロビで開催され、UNEPの活動計画案や予算案に加え、グリーン経済、国際環境ガバナンス、化学物質・廃棄物管理等について議論が行われました。

大阪に事務所を置くUNEP国際環境技術センター(IETC)に対しては、平成24年は約170万ドルを拠出する等財政的な支援を実施するとともに、IETCが実施する開発途上国等への環境上適正な技術の移転に関する支援、環境保全技術に関する情報の収集・整備及び発信や廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップへの協力等を行い、関係府市等と協力して、同センターの円滑な業務の遂行を支援しました。なお、

UNEP及びIETCへの拠出金に関しては、平成24年6月に行われた環境省行政事業レビューにおいて抜本的に見直しを行うべきという委員からの指摘があり、同年10月から外部有識者による検討会を開催し、同機関への今後の拠出のあり方についての検討に着手しました。

また、UNEPアジア太平洋地域事務所が実施する「気候変動に強靱な発展支援プログラム」への拠出を通して、アジア太平洋地域の途上国に対し適応基金へのダイレクトアクセスの能力開発を行いました。

(イ) 世界気象機関（WMO）における取組

我が国は、WMOの全球気象監視計画(WWW)、世界気候計画(WCP)、大気研究・環境計画(AREP)などを通じた地球環境保全のための取組に積極的に参画しました。平成24年10月に開催された世界気象会議(WMO総会)2012年臨時会合において、我が国も策定に参画してきた、気候サービスのための世界的枠組み(GFCS)の実施計画が承認され、また、気候サービスのための政府間委員会の設立が決められました。また、気象庁はWMOの地域気候センター(RCC)を運営しており、平成24年11月には天候監視情報作成に関する研修セミナーを開催するなど、アジア地区内の気候情報の利用促進と能力向上等について貢献しました。

(ウ) 経済協力開発機構（OECD）における取組

我が国は、平成24年1月からOECD環境政策委員会の副議長を務めるなど、OECD環境政策委員会及び関連作業部会の活動に積極的に参加しています。

(エ) 主要国首脳会議（G8サミット）における取組

平成24年5月にアメリカ合衆国で開催されたG8キャンプデービッド・サミットでは、エネルギー・気候変動が議題として取り上げられました。G8首脳は、環境に安全で持続可能である上、確実かつ受容可能な価格のエネルギー源の発展及びこれに対する普遍的なアクセスは、世界の経済成長にとって及び気候変動問題に対処する世界の取組全般にとって不可欠であることを認識し、G8が共に取るべき幾つかの行動を特定したファクトシートを作成しました。

(オ) アジア・太平洋地域における取組

a ASEAN+3（日中韓）環境大臣会合及び東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合

平成24年9月に、バンコク・タイにおいて第11回ASEAN+3環境大臣会合及び第3回EAS環境大臣会合が開催されました。第11回ASEAN+3環境大臣会合では、同年8月にカンボジアで開催された日・ASEAN環境協力対話の結果や、日・ASEAN統合基金(JAIF)による環境協力の進捗状況が報告されたほか、ASEAN環境モデル都市プログラム等について意見交換が行われました。また、第3回EAS環境大臣会合においては、平成24年3月にカンボジアで開催された第3回環境的に持続可能な都市(ESC)ハイレベルセミナーの成果が報告されるとともに、今後の協力の方針について議論されました。

b 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)

平成24年5月に、中国・北京において第14回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM14)が開催され、各国の環境政策の進展、地球規模及び地域の環境課題、環境協力に係る三カ国共同行動計画の進捗等について意見交換が行われました。本会合では、今後、電気電子機器廃棄物(E-waste)の不法越境移動、遺伝資源へのアクセスと利益分配(ABS)を含む生物多様性、グリーン経済、グリーン成長、低炭素成長、越境大気汚染等の分野での協力又は対策強化を行うこと、災害対策に関するセミナーを日本で開催すること等が合意されました。また、TEMM14にあわせて開催されたビジネスフォーラム及び学生フォーラムにおいて、国際協力を拡大することによる環境サービス産業の促進、持続可能な開発とグリーン経済を促進するための若者の役割等についてそれぞれ議論が行われ、両フォーラムの結果は大臣会合に報告されました。さらに、TEMMの下でのプロジェクトとして、日中韓環境産業円卓会議及び日中韓合同環境研修等が開催されました。

c 北東アジア環境協力プログラム(NEASPEC)

第17回北東アジア環境協力プログラム高級実務者会合(NEASPEC SOM17)が平成24年12月に中国の成都で開催され、「国境地域の自然保全」、「越境大気汚染」や「海洋環境」等をテーマとして議論を行いました。

d その他の取組

平成24年7月に、東京において「第21回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」が開催され、アジア太平洋地域(17カ国)及び国際機関等(12機関)から約55名の緩和・適応分野における技術開発・移転に関わる事業

の担当官、専門家、気候変動に係る行政官が参加し、同地域の技術開発・移転について議論を行いました。

(カ) クリーンアジア・イニシアティブ

環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目指すクリーンアジア・イニシアティブは、平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」で提唱され、20年6月に具体的な目標や政策が取りまとめられました。24年度は、引き続きアジア各国に対し、本イニシアティブの周知を図るとともに、各種環境大臣会合等で協力を呼びかけました。

a アジアEST（環境的に持続可能な交通）地域フォーラム

アジア地域23か国の代表が参加し、ESTに関する政策、先進事例等の共有を図るアジアEST地域フォーラムの第7回会合の準備を進めるとともに、第5回会合において示された「バンコク宣言2020」の目標実現に向けて、取組の推進を図りました。

b 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)

平成24年11月に、ミャンマーのヤンゴンにおいて第14回政府間会合が開催され、「EANETの強化のための文書」の平成24年1月からの運用開始を受けた活動の実施に関する検討や、EANETの活動の方向性等の審議が行われました。

c アジア水環境パートナーシップ(WEPA: Water Environment Partnership in Asia)

平成25年2月にカンボジアにおいて第4回国際ワークショップ及び第8回年次会合を開催し、各国の産業排水管理や生活排水対策に関する現状と課題に関する情報共有・意見交換を行いました。

d アジア水環境改善モデル事業

我が国企業による海外での事業展開を通じ、アジア等の水環境の改善を図ることを目的に、平成23年度よりアジア水環境改善モデル事業を実施しています。平成24年度は、前年度に実施した実施可能性調査の2件に関し、マレーシア、インドネシアで実証試験を実施したほか、新たに公募により選定された民間事業者が、中国やベトナムにおいて事業場排水や生活排水処理事業に関する3件の実施可能性調査を実施しました。

e アジア・コベネフィット・パートナーシップ

平成22年11月に創設された「アジア・コベネフィット・パートナーシップ」において、アジアの途上国における環境汚染対策と温室効果ガス排出削減を同時に効率的に推進するための方策検討に積極的に参画するとともに、専用ウェブサイトを活用し、コベネフィット・アプローチの普及啓発に取り組みました。

f アジア諸国における石綿対策技術支援

平成24年9月にモンゴルに行政・技術専門家を派遣し、石綿対策に関する基礎情報の提供を行いました。

g 日本モデル環境対策技術等の国際展開

日本の環境対策・環境測定技術を、規制・制度、人材などとパッケージにしてアジア諸国へ普及・展開することを目的として、中国、ベトナム及びインドネシアにおいて、環境対策技術等に関する共同政策研究、ワークショップ等の協力事業を実施しました。また、こうした協力事業の成果をアジア諸国において共有する取組、アジア諸国で必要とされている環境対策技術等の情報を国内事業者提供する取組を実施しました。

イ 二国間の枠組みによる連携

(ア) 中国

日中環境保護協力協定に基づき、平成24年9月、中国・北京で第10回日中環境保護合同委員会を開催し、日中それぞれの環境政策及び廃棄物、大気汚染、生物多様性、気候変動対応等における環境協力の推進について、幅広く意見交換しました。

大気分野については、平成19年12月に、両国の環境大臣間での合意により開始した、環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減の双方に資するコベネフィット協力について、平成23年4月には、協力の第2フェーズに係る覚書に合意し、中国第12次五ヶ年計画の大気汚染物質削減目標に資する協力を進めました。さらに、中国での窒素酸化物の総量削減に資するため、平成21年度から窒素酸化物削減手法や評価に関する共同研究を実施しており、23年度からは湖北省武漢市を対象として、NO_x削減対策技術を導入するモデル事業を開始しています。

水分野については、平成23年4月に両国環境大臣間で締結された覚書に基づき、農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減モデル事業を実施しており、山東省威海市のモデル施設が完成したほか、四川省に

においても新たに事業に着手しました。

(イ) インドネシア

平成19年12月に両国の環境大臣間で締結したコベネフィット協力に関する共同声明に基づき協力を実施してきたところですが、平成23年9月に協力の第2フェーズに係る文書に署名し、農産業分野を対象とした協力を進めるため現地調査・協議を行いました。

また、平成23年11月25日日本国政府とインドネシア政府との間で両国間の気候変動分野における具体的な協力と更なる対話の促進が重要との認識の下、森林保全、二国間オフセット・クレジット制度 (JCM/BOCM)、測定・報告・検証 (MRV) の強化、低炭素成長の実現等における協力を謳った二国間協力文書が合意され、両国の間で具体的な施策に関する協議を進めました。

さらに、平成24年12月5日、我が国とインドネシアの環境大臣間で、日本国環境省とインドネシア共和国環境省の間の環境協力に関する協力覚書が署名されました。今後は、同協力文書に基づき、気候変動、水質汚濁、大気汚染等の分野において、環境的に持続可能な都市という観点から既存の協力事業をパッケージ化することで、分野間の連携を高め、協力を深化させることとしています。

(ウ) インド

平成24年7月5日、インドで第1回日インド環境次官級会合が開催されました。同会合では、両国における最近の環境への取組について互いに紹介し、今後の両国間の取組に関する情報交換を進めていくことを確認しました。また、平成24年10月にインドで開催された生物多様性条約第11回締約国会議 (COP11) に向けて、第10回会議 (COP10) の議長国である我が国と、COP11の議長国であるインドとの協力について改めて確認しました。

(エ) モンゴル

平成24年11月20日、東京で第7回日本・モンゴル環境政策対話が開催され、気候変動対策や水銀対策等の環境政策について意見交換を行うとともに、ハイレベルの対話の継続に加えてさまざまな分野において具体的な協力を一層推進すること等が合意されました。

平成24年12月6日、我が国の環境大臣とモンゴル国の自然環境・グリーン開発大臣が「環境協力・気候変動・二国間オフセット・クレジット制度に関する共同声明」に署名しました。その後、平成25年1月8日には、他国に先駆けて二国間オフセット・クレジット制度 (JCM/BOCM) に関する二国間文書への署名が行われ、同制度を正式に開始することとなりました。

(オ) 韓国

日韓環境保護協力協定に基づき平成24年12月27日、佐賀で第15回日韓環境保護協力合同委員会を開催し、気候変動、生物多様性、大気・海洋汚染等につき意見交換を行うとともに、共同研究等を進めました。

ウ 環境と貿易

アジア太平洋経済協力 (APEC) の枠組みでは、平成24年9月にロシア・ウラジオストックでAPEC首脳会議が開催され、合意された首脳宣言の中に54品目の環境物品リストの承認等の内容が盛り込まれました。また、カナダ、モンゴル等との二国間の経済連携協定 (EPA)、自由貿易協定 (FTA) 等の二国間の枠組みにおいて、適切かつ戦略的な環境配慮の確保に努めました。

エ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図り、報道発表の英語概要を逐次掲載しました。また、英語版広報誌の発刊、「Japan Annual Report on the Environment, the Sound Material-Cycle Society and the Biodiversity 2012」(英語版環境・循環型社会・生物多様性白書) 等海外広報資料の作成・配布やインターネットを通じた海外広報を行いました。

(2) 開発途上地域の環境の保全

我が国は政府開発援助（ODA）による開発途上国支援を積極的に行っています。環境問題は、「政府開発援助大綱」において、「地球的規模の問題への取組」の中で「重点課題」として位置付けられています。

さらに、ODAを中心とした我が国の国際環境協力については、平成14年に表明した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」において、環境対処能力向上や我が国の経験と科学技術の活用等の基本方針の下で、地球温暖化対策、環境汚染対策、「水」問題への取組、自然環境保全を重点分野とする行動計画を掲げています。平成23年度においては、環境分野の国際協力として5,324.47百万ドルの支援を行いました。

ア 技術協力

技術協力は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて環境分野においても実施しています。我が国の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成や、課題解決能力の向上を支援します。具体的には、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材供与、また、それらを組み合わせた技術協力プロジェクト、さらに政策立案や公共事業計画策定の支援を目的とした協力（開発計画調査型技術協力）などを行っています。

イ 無償資金協力

無償資金協力は、居住環境改善（都市の廃棄物処理、上水道整備、地下水開発、洪水対策など）、地球温暖化対策関連（森林保全、クリーン・エネルギー導入）等の各分野において実施されています。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を積極的に実施しています。

ウ 有償資金協力

有償資金協力（円借款）は経済・社会インフラへの援助等を通じ開発途上国が持続可能な開発を進める上で大きな効果を発揮します。環境関連分野でも同様であり、上下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の事業に対しても、JICAを通じて、積極的に円借款を供与しています。

エ 国際機関を通じた協力

我が国は、UNEPの環境基金、UNEP国際環境技術センター技術協力信託基金等に対し拠出を行っており、また、我が国が主要拠出国及び出資国となっている国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も重要になってきています。

地球環境ファシリティ（GEF）は、開発途上国等で行う地球環境保全のためのプロジェクトに対して、主として地球環境益に資する増加コストに対する資金を供与する国際的資金メカニズムです。我が国はアメリカに次ぐ世界第2位の資金拠出国として、実質的な意思決定機関である評議会の場合等を通じ、GEFの活動に積極的に参画しました。

2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

(1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

「環境研究総合推進費」制度の一環として、海外の研究者を招へいして日本の国立試験研究機関等において共同研究を行う「国際交流研究」の枠組み等を活用し、継続して調査研究等の充実、強化を図りました。

監視・観測については、UNEPにおける地球環境モニタリングシステム（GEMS）、世界気象機関（WMO）における全球大気監視（GAW）計画、WMO/ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）合同海洋・海上気象専門委

員会(JCOMM)の活動、全球気候観測システム(GCOS)、全球海洋観測システム(GOOS)等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、「全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」を推進するための国際的な枠組みである地球観測に関する政府間会合(GEO)において、平成20年11月まで執行委員会国を務めるとともに、GEOの専門委員会である構造及びデータ委員会の共同議長を務めるなど、GEOの活動に積極的に参加しました。全球気候観測システム(GCOS)の地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視するGCOS地上観測網監視センター(GSNMC)業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るためのWMO関連の業務を、各国気象機関と連携して推進しました。

気象庁は、WMOの地域気候センター(RCC)を運営し、アジア太平洋地域の気象機関に対し基礎資料となる気候情報やWEBベースの気候解析ツールを引き続き提供しました。さらに、アジア太平洋地域の気象機関を対象にした研修を実施するなど、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

また、超長基線電波干渉法(VLBI)やGPSを用いた国際観測に参画するとともに、験潮、絶対重力観測等と組み合わせて、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しました。

さらに、東アジア地域における残留性有機汚染物質(POPs)の汚染実態把握のため、これら地域の国々と連携して環境モニタリングを実施しました。

(2) 国際的な各主体間のネットワーキングの充実・強化

2009年(平成21年)4月に開催されたG8環境大臣会合では、各国の低炭素社会にかかわる研究機関による「低炭素社会国際研究ネットワーク」(LCS-RNet)の発足が了承されました。その後、毎年参加国において年次会合が開催されており、2012年(平成24年)9月には、英国において第4回年次会合が開催されました。現在、日本を含む7か国から16研究機関が参加しています。また、LCS-RNetの活動を通じて得られた知見を生かし、2012年(平成24年)4月に開催された東アジア低炭素成長パートナーシップ対話において、アジア太平洋地域の低炭素社会を推進する研究機関による「低炭素アジア研究ネットワーク」(LoCARNet)の設立が報告され、2012年(平成24年)10月にタイで開催された第1回会合において具体的な活動を開始しました。

また、アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)を他の国際機関等との連携により支援し、アジア太平洋地域の気候変動適応に関する政策立案者及び決定者・実施者に対する能力強化等の活動の強化を推進しました。さらに、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の枠組みを活用し、アジア太平洋地域における特に開発途上国の地球変動研究の推進を積極的に支援しました。神戸市のAPNセンターを中核として、気候変動や生物多様性に関する国際共同研究などを支援し、地域内諸国の研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。特に気候変動緩和分野では、上記LoCARNetと、適応分野ではAPANとの連携を推進しました。

また、地球環境の現状を把握するための地球全陸域の地理情報を整備する「地球地図プロジェクト」を関係国際機関等と連携して主導しました。本プロジェクトには166か国・16地域が参加しており、76か国・7地域分のデータが公開されています(平成25年3月31日現在)。さらに、東アジアをリアルタイムでカバーできる温暖化影響観測ネットワーク網の構築によりアジアの環境影響評価を行うとともに、アジア太平洋環境経済統合モデル(AIMモデル)を用いて、アジア各国(中国、インド等)が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発に協力をしました。

3 民間団体等による活動の推進

経済成長著しいアジアで活動を展開しようとする我が国企業が、優れた環境技術・サービスの積極的な海外展開を通じた国際協力を推進することを目的とし、民間企業を対象とした我が国の環境技術のアジア展開支援に関するセミナーを開催しました。また、企業の社会的責任(CSR)を念頭においた環境社会配慮を積極的に推進できるよう、我が国企業の国際環境協力に関する先進事例を調査し、それらの情報をウェブサイトに掲載しました。

第5節 地域づくり・人づくりの推進

1 地域における環境保全の現状

(1) 地方環境事務所における取組

地方環境事務所においては、地域の行政・専門家・住民等と協働しながら、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化防止等の環境対策、国立公園保護管理等の自然環境の保全整備、希少種保護や外来種防除等の野生生物の保護管理について、地域の実情に応じた環境保全施策を展開しました。

(2) 地域における環境保全施策の計画的・総合的推進

各地方公共団体において設置された地域環境保全基金により、学校教育用副読本、ポスター等の啓発資料の作成、地域の環境保全活動に対する相談窓口の設置、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保全実践活動への支援等が行われました。

2 持続可能な地域づくりに関する取組

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、地域主導のローカルなネットワーク構築が危機管理・地域活性化の両面からも有効との見方が拡大しています。また、今後、地域において人口減少や高齢化が見込まれる中で、持続可能な地域づくりを速やかに進めることが必要となっています。さらに、2050年における温室効果ガス80%削減や、温暖化による生態系への影響等への適応策、資源ひっ迫への対処を適切に実施するためには、地域特性に応じた各地域における低炭素化や地域循環圏の構築、生物多様性の確保への取組等が不可欠です。

災害に強く低炭素な地域づくりを支援するため、平成24年度には、再生可能・未利用エネルギー等の活用を通し災害に強く低炭素な自立分散型地域の構築を目的としたモデル事業、地域が主導する防災拠点への自立・分散型エネルギー導入を支援する基金設置等を行いました。また、地域拠点への都市機能集約や公共交通機関の利用促進や、工場・清掃工場廃熱の面的利用等の地区・街区単位での温暖化対策によるCO₂削減効果を定量的に評価する手法を構築しました。

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという「地域循環圏」の形成を促進するため、地方公共団体等向けのガイドラインをとりまとめました。本ガイドラインでは、地域循環圏の概念・類型パターン、基本構想の策定から地域循環圏形成までの流れ、地域循環圏の形成事例などについて、基本的な考え方を整理しました。

特別な助成を行う防災・省エネまちづくり緊急促進事業を創設し、省エネルギー性能の向上に資する質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し支援を行いました。

里地里山に生息・生育する野生生物に着目した自然資源の利活用方策について、地域活性化につながる取組となるよう、全国10地域において試行的な取組を通じて検討を行った。

3 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法(平成5年法律第91号)第17条に基づき、都道府県知事が、現に公害が著しく、又は公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講ずる必要がある地域について作成することができる地域計画です。

都道府県知事は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。)に基づく国の財政上の特別措置を受けようとする場合には、公害防止計画のう

ち公害防止対策事業等に係る部分(公害防止対策事業計画)について環境大臣の同意を求めることができます。環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画は、21地域で策定されており、当該計画を推進するため、公害財特法に基づく国の財政上の特別措置を講ずるとともに、公害防止対策事業等の進捗状況等について調査を行いました。

4 環境教育・環境学習の推進

平成23年6月に改正された環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)に基づく基本方針が平成24年6月に閣議決定され、同年10月には同法が完全施行されました。これらを踏まえ、同法及び基本方針に基づいた人材認定等事業の登録をはじめとする各種制度の運用を行うとともに、運用状況についてインターネットによる情報提供を行いました。また、「21世紀環境教育プラン~いつでも(Anytime)、どこでも(Anywhere)、誰でも(Anyone)環境教育AAAプラン~」として、関係府省が連携して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供することが重要であることから、表6-5-1をはじめとした環境教育・環境学習に関する各種施策を実施しました。

また、宮城県仙台市において「第13回日中韓環境教育シンポジウム及びワークショップ」を開催し、「持続可能な開発のための教育(ESD)」をテーマに意見交換を実施するとともに、同県気仙沼市の被災状況及びESDに取り組む気仙沼市立大谷小学校の視察を行いました。

5 環境保全活動の促進

(1) 民間団体等による環境保全活動の促進

ア 市民、事業者、民間団体による環境保全活動の支援

ECO学習ライブラリーにより、地域や各主体ごとに活用できるさまざまなコンテンツ情報を提供しました。また環境カウンセラー登録制度の活用により、事業者、市民、民間団体による環境保全活動等を促進しました。

地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催など民間団体による活動を振興するための事業を行いました。このうち、24年度の助成については、420件の助成要望に対し、190件、総額約6.5億円の助成決定が行われました(表6-5-2)。

さらに、森林ボランティアをはじめとした企業、NPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業及び緑の募金を活用した活動を推進しました。

イ 各主体のパートナーシップによる取組の促進

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する拠点として、国連大学との共同事業により開設している「地球環境パートナーシッププラザ」において、パートナーシップへの理解と認識を深めるためのセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会などを開催しました。さらに、地方での環境パートナーシップ形成促進拠点として「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック(7か所)に設置しています。今年度は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行に伴い国内各地域で説明会を開催し、周知を行いました。

(2) ライフスタイルの変革に向けた取組

レジ袋削減の次の取組として、平成22年度より「マイボトル・マイカップキャンペーン」を新たに展開しています。これは、オフィス・大学・外出先等で自分の水筒、タンブラー、カップなどの飲料容器(マイボトル・マイカップ)を使う取組を促進することで、使い捨ての飲料容器を削減し、ごみ、環境負荷を減らす取組

表6-5-1 環境教育・環境学習に関する施策の例

	施策名	実施省	概要
人材の育成	水俣病経験の普及啓発セミナー	環境省	東京都(渋谷区)で環境問題・地域再生に関心のある一般市民、教育関係者、環境・教育を学ぶ学生、自治体、企業を対象とする水俣病経験の普及啓発セミナーを実施した。
	アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業	環境省	平成19年度に策定した「アジア環境人材育成ビジョン」に基づき、アジアの環境人材を育成するため、産官学民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」等と連携しつつ、大学で活用できる教育プログラムの開発及びアジア環境大学院ネットワーク(ProSPER.Net)の構築の取組を行った。
情報提供	こども環境白書	環境省	小学生を対象に環境保全に関する意識の啓発を図るため、環境白書の簡易版を作成し、環境教育教材として主に教育委員会を通じて参考配布。また、環境省ホームページ上で公開。
	大気環境保全に関する普及啓発事業	環境省	「大気汚染防止推進月間」における各種キャンペーン、全国星空継続観察、近隣騒音防止ポスター・カレンダーデザイン募集等の大気環境保全に関する普及啓発の実施。
	ECO学習ライブラリー	環境省	学校や企業、地域、家庭など、それぞれの場面に応じた環境教育・環境学習のデータベースをインターネットで公開。
場や機会の拡大	青少年の体験活動の推進	文部科学省	青少年の自然体験活動のための指導者養成に取り組むとともに、青少年の多様な体験活動を推進。
	「五感で学ぼう！」子ども体験プロジェクト	文部科学省 農林水産省 国土交通省	関係省庁と連携し、農山漁村での五感で学ぶ原体験を通じて、人としての豊かな成長など次世代を担う子供たちの育成を図るとともに、自然と人との共生や生物多様性保全について子供達をはじめ関係者の理解を深める。
	エコスクールパイロット・モデル事業	文部科学省 経済産業省 農林水産省 国土交通省	環境負荷の低減や自然との共生に対応するとともに、環境教育の教材として活用できる学校施設の整備普及・啓発を目的として、関係省庁と連携し太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を推進。(平成24年度：112校認定)
	スーパーエコスクール実証事業	文部科学省	公立学校施設において省エネ・創エネ・蓄エネ等により年間のエネルギー消費を実質上ゼロとすることを目指すとともに、整備された学校施設を環境教育の教材、地域の環境学習の発信拠点として活用を図る実証事業を実施。(平成24年度：3件)
	自然再生事業対象地の環境学習への活用	農林水産省 国土交通省 環境省	自然再生事業において、その対象地が自然環境学習の場として活用されるよう必要な協力を努める。
	自然大好きクラブ	環境省	さまざまな自然とのふれあいの場やイベント等に関する情報について、インターネット等を通じて幅広く提供。
	遊々の森	農林水産省	国有林野を学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」の設定・活用を推進。
	ふれあいの森	農林水産省	国有林野を国民による自主的な森林づくり活動の場として利用できる「ふれあいの森」の設定・活用を推進。
	森林・林業体験交流促進対策	農林水産省	国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施。
	木育(もくいく)	農林水産省	市民や児童の木に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動「木育」を推進。
	自然とのふれあいの推進	環境省	「みどりの月間」(4/15~5/14)「自然に親しむ運動」(7/21~8/20)、「全国自然道を歩こう月間」(10月)などを通じて、自然とふれあうさまざまな行事を全国各地で実施。
	地域におけるESD取組強化推進事業	環境省	持続可能な地域づくりに向け地域に根ざしたESDの取組を全国に普及させるため、ESD活動やESD支援事業をウェブサイト上で登録する「+ESDプロジェクト」を運営するとともに、ESD活動の実践者等が互いに学びあい、連携のきっかけを作るための場として「ESD学びあいフォーラム」を開催した。
	森林の多様な利用・緑化の推進	農林水産省	子供たちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施。
	森林づくり国民運動推進事業	農林水産省	全国植樹祭等の緑化行事の開催、幅広い層による森林づくり活動、企業等に対する森林づくり活動への働きかけ等への支援を実施。
	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	文部科学省 国土交通省 環境省	身近に存在する川などの水辺における環境学習・自然体験活動を推進するため、市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となった体制の整備を行うとともに、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等を行っている。
	環境カウンセラー登録制度	環境省	環境保全に取り組もうとする市民や事業者等に対して、環境保全及び環境保全活動に関する知識の付与・助言または指導を行える人材を環境カウンセラーとして登録。

資料：環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、経済産業省

です。本キャンペーンは、インフラ整備と水筒の配布によるモニター調査を通じて、取組の定着の程度と環境負荷削減効果を検証するため、平成24年度は、横浜市周辺地域において地方公共団体等と協働で実証事業を行いました。また、新宿区主催で平成24年9月に行われたイベントでブース出展を行い、マイボトル持参者へのお茶の提供やボトルの展示を実施しました。これらの取組や、マイボトルを使える身近な店及びオフィスでの先進的な取組等はウェブサイトを通じて、全国に情報発信を行っています。

表6-5-2 平成24年度の助成要望と採択の状況（実績）

活動区分	助成要望件数 (要望総額)	採択件数 (助成総額)
イ 国内民間団体の開発途上地域環境保全	70件 (301百万円)	34件 (128百万円)
ロ 海外民間団体の開発途上地域環境保全	10件 (39百万円)	10件 (31百万円)
ハ 国内民間団体の国内環境保全	340件 (1,325百万円)	146件 (490百万円)
合 計	420件 (1,665百万円)	190件 (650百万円)

注：助成総額は活動区分ごとに百万円単位で四捨五入しているため、助成総額の合計金額と一致しない。

資料：独立行政法人環境再生保全機構

6 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組

「国連持続可能な開発のための教育の10年」（平成17年～26年）の推進のため、平成18年3月に決定した我が国における実施計画（平成23年6月改訂）に基づき、パンフレット等を通じた普及啓発、地域における取組支援及びその成果の全国への普及を行いました。さらに、国内におけるESD活動や支援事業の情報を発信し、活動の実践者と支援者との連携を促すことを目的に、国内で実践されているさまざまなESD活動をデータベース化し、ESD活動の「見える化」「つながる化」を図る登録制度（+ESDプロジェクト）の普及拡大を行いました。また、ウェブ上での情報交換のみならず、活動の実践者や支援者等が集い、取組事例や課題等を互いに学びあい、連携のきっかけを作るための場として、「ESD学びあいフォーラム」を全国及び地方ブロックレベルで開催しました。さらに、東日本大震災の被災地における、ESDに従った優れた環境教育プログラムを収集、モデル化しました。

また、産学官民が連携して環境人材育成を行うことを目的とした「環境人材育成コンソーシアム」や、国連大学が実施している「アジア環境大学院ネットワーク」（ProSPER.Net）との連携により、環境人材の育成を推進しました。

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、国際的な連携を実践する学校）を推進拠点と位置付け、ESDを推進しました。また、ユネスコスクール加盟校数の増加を図るとともに、その質を確保するため、ユネスコスクールガイドラインを策定しました。

7 環境研修の推進

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象に、行政研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

平成24年度においては、行政研修18コース（20回）（日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む。）、分析研修16コース（22回）及び職員研修7コース（7回）の合計41コース（49回）を実施しました。また、国際協力の一環として、JICA集団研修「水環境モニタリング」をはじめ、各種研修員の受入れを行いました。24年度の研修修了者は、1,836名（前年度1,743名。）となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修（職員研修含む）が1,548名、分析研修が288名でした。その他、JICA集団研修「水環境モニタリング」の修了者が10名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が13.3%、地方公共団体が84.0%、特殊法人等が2.7%となっています。

第6節 環境情報の整備と提供・広報の充実

1 環境情報の体系的な整備と提供

(1) 環境情報の整備と国民等への提供

各種の環境情報を体系的に整備し、国民等に分かりやすく提供するため、次のような取組を行いました。

環境省ホームページをはじめとする情報提供サイトにおいて、提供情報の分かりやすさと利便性の向上のためのウェブコンテンツJISへの対応、外国語による提供等を行いました。

「環境・循環型社会・生物多様性白書(以下、「白書」という。)」を一般向けに要約した「図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」、小学生向けの概要版「こども環境白書」を作成、発行するとともに、全国9か所で「白書を読む会」を開催し、白書の内容を広く普及することに努めました。また、海外への情報発信の一環として、白書の英訳版を各国の駐日大使館に配布しました。そのほか、白書の表紙絵を描くことを通じて環境問題への関心を喚起するため、「環境白書表紙絵コンクール」を開催しました。さらに、環境への負荷、環境の状態、環境問題の対策に関する基礎的データを収集整理した「環境統計集」を最新のデータに更新しました。

「環境情報戦略」については、当面優先して取り組む施策について、平成22年度及び23年度の進捗状況の調査を行いました。また、本戦略に基づき、我が国の環境政策に関するポータルサイトの充実を図りました。

地理情報システム(GIS)を用いた「環境GIS」による環境の状況等の情報や環境研究・環境技術など環境に関する情報の整備を図り、「環境展望台」において提供しました。

港湾など海域における環境情報を、より多様な主体間で広く共有するため、海域環境データベースの運用を行いました。

生物多様性については、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000等の成果に係る情報の整備と提供を図りました。「インターネット自然研究所」において、国立公園のライブ映像をはじめとして、自然環境保全に関する各種情報の提供を図りました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

(2) 各主体のパートナーシップの下での取組の促進

環境教育等促進法が本格施行されたことから、環境教育の各種教材や同法に基づく各種認定の状況等を「環境教育・環境学習・環境保全活動のホームページ」において発信しました。

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報を「地球環境パートナーシッププラザ」を拠点としてホームページ(地球環境パートナーシッププラザ<http://www.geoc.jp/>(別ウィンドウ))やメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、「地方環境パートナーシップオフィス」において、地域のパートナーシップ促進のための情報を収集、提供しました。団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」(環境イベントデータベース:環境らしんばん<http://www.geoc.jp/rashinban/>(別ウィンドウ))により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

2 広報の充実

関係機関の協力によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動や、環境省ホームページによる情報提供、広報誌「エコジン」電子書籍版の発行、広報用パンフレット等の作成・配布を通じて、環境保全の重要性を広く国民に訴え、意識の高揚を図りました。

環境基本法に定められた「環境の日」(6月5日)を含む「環境月間」において、環境展「エコライフ・フェア」をはじめとする各種行事を実施するとともに、地方公共団体等に対しても関連行事の実施を呼び掛け、環境問

題に対する国民意識の一層の啓発を図りました。

環境保全・地域環境保全及び地域環境美化に関し特に顕著な功績のあった人・団体に対し、その功績をたたえるため、環境保全功労者等表彰を行いました。

環境省ホームページにおいて、環境行政に関する意見・要望を広く受け付けました。

第7節 環境影響評価等

1 戦略的環境アセスメントの導入

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境基本法第19条では、国は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たって、環境保全について配慮しなければならないと規定されており、上位の計画や政策段階の戦略的環境アセスメントについて我が国での導入に向けた検討を行いました。

2 環境影響評価の実施

(1) 環境影響評価法に基づく環境影響評価

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続の実施を義務付けています。同法に基づき、平成25年3月末までに計308件の事業について手続が実施されました。そのうち、24年度においては、新たに105件の手続開始、また、13件が手続完了し、環境配慮の徹底が図られました(表6-7-1)。

(2) 改正法の施行に向けた取組

平成23年4月に成立した「環境影響評価法の一部を改正する法律」（図6-7-1）に盛り込まれている法改正事項のうち、平成24年4月に同法の一部が施行され、方法書段階での説明会開催や、電子縦覧等の手続が導入されました。さらに、平成25年4月の同法の完全施行に向けて、新設される配慮書及び報告書に係る手続等を定めるため、関係する法施行令及び施行規則を平成24年10月に改正しました。

表6-7-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

▼環境影響評価法の施行状況 ^{注1)}									
(平成25年3月31日現在)									
	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立、干拓	面整備	合計
手続実施	79 (22)	8 (0)	17 (4)	10 (0)	159 (85)	6 (1)	16 (3)	20 (9)	308 (123)
手続中	14 (0)	1 (0)	3 (1)	2 (0)	103 (69)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	129 (70)
手続完了	56 (21)	6 (0)	12 (3)	7 (0)	50 (16) ^{注4)}	4 (1)	10 (2) ^{注4)}	14 (7)	155 (49)
手続中止	9 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	6 (0)	0 (0)	2 (1)	4 (2)	24 (4)
環境大臣意見・助言	59 (21)	6 (0)	12 (3)	7 (0)	56 (24)	0 (0)	0 (0)	14 (8)	154 (56)
スコーピング ^{注2)}	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
評価書 ^{注3)}	59 (21)	6 (0)	12 (3)	7 (0)	56 (24) ^{注5)}	0 (0)	0 (0)	14 (8)	154 (56)

(第2種事業を含む)

注1) 括弧内は途中から法に基づく手続に乗り換えた事業で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。

注2) 平成24年4月1日より、主務大臣が事業者の申出により環境影響評価の項目等の選定（スコーピング）に当たって技術的な助言を述べる場合に、環境大臣の意見を聴くこととなった。

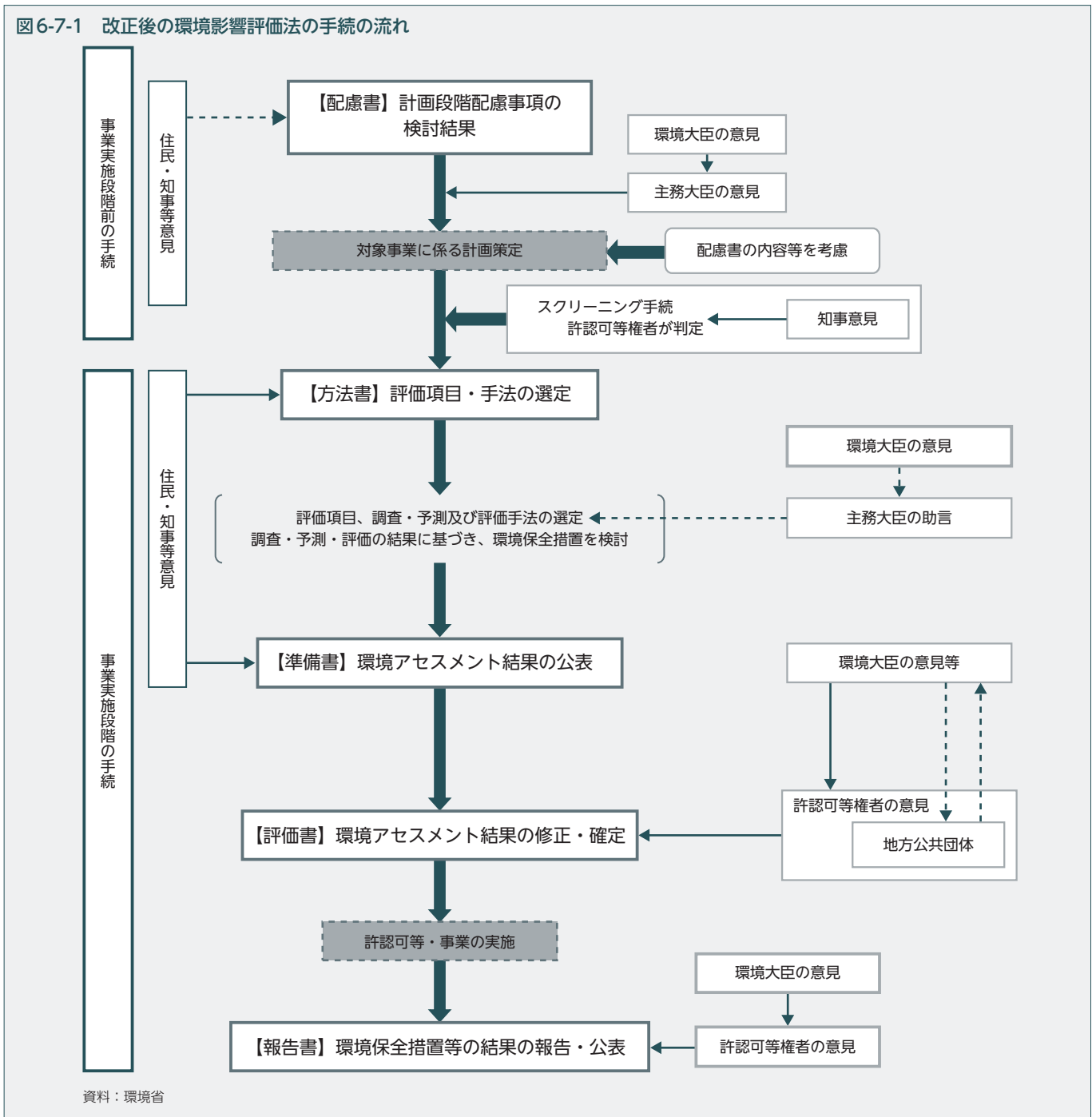
注3) 特に意見なしと回答した事業を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは事業所管省庁が国の機関である場合等に限られていたが、平成24年4月1日より、地方公共団体等の長の求めにより助言を述べるができる。発電所事業においては、準備書に対して意見を述べる。

注4) 環境影響評価法第4条第3項第2項に基づく通知が終了した事業（スクリーニングの結果、アセス手続不要と判定された事業）4件を含む。

注5) 他に、風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（経済産業省資源エネルギー庁、平成24年6月6日）に基づく環境省の意見を提出した事業が12件ある。

資料：環境省

図6-7-1 改正後の環境影響評価法の手続の流れ



また、環境影響評価の具体的な実施方法（基準・指針）に関する事業種横断的な基本的事項（環境省告示）について、平成24年4月に策定、公表しました。これを受けて、対象事業種ごとに定められる主務省令についても、各所管府省において改正を行いました。

(3) 環境影響評価の適切な運用への取組

風力発電事業を環境影響評価法の対象事業に追加するための施行令の一部を改正する政令が平成23年11月に公布され、平成24年10月に施行されました。この施行にあたっては、施行期日において国の行政指導指針や地方公共団体の条例等に基づく環境アセスメントを実施中の事業者に対し、経過措置を設け、法手続への適切な移行を図りました。

また、火力発電所のリプレースや風力・地熱発電所の設置の事業については、従来3～4年程度要していた環境アセスメント手続に係る期間を、運用上の取組により、火力発電所リプレースについては最大1年強まで短縮、風力・地熱発電所については概ね半減させるための具体的方策を検討し公表しました。

そのほか、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度及び技術の基礎的知識の提供による環境影響評価の質及び信頼性の確保を目的として、これらの情報等を集積し、インターネット等を活用して国民や地方公共団体等への情報支援を行いました。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興に係る施策等について

ア 災害復旧のための発電設備の設置に係る環境影響評価法の適用除外について

環境影響評価法第52条第2項の規定に基づき、同法の適用除外とされた災害復旧のための発電設備の設置事業の実施については、これらの事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減し、環境保全について適正な配慮が行われるよう、当該事業による環境影響を最小化するための実行可能な最大限の配慮を行うことや、関係地方公共団体及びその地域住民に対する説明や意見聴取等の措置について、事業者の取組状況のフォローアップを行い、法の趣旨に則った可能な限りの措置がなされていることを確認しました。

イ 適用除外の対象となる土地区画整理事業における環境への配慮

東日本大震災の被災地の復興に際し、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に基づく被災市街地復興推進地域において土地区画整理事業が行われる場合には、環境影響評価法第52条第2項の規定により、同法に基づく手続の適用除外になると解されるものの、環境影響の予測や環境保全措置の検討など、法の趣旨に則った可能な限りの措置が講じられるべきであるとの技術的助言を、各地方公共団体に対して発出しました。

ウ 復興特区における特定環境影響評価手続

平成23年12月に施行された東日本大震災復興特別区域法に基づき、被災した地域での復興整備事業のうち、環境影響評価法の対象事業となる土地区画整理事業並びに鉄道・軌道の建設及び改良事業については、簡易な手法・手続による環境アセスメント（特定環境影響評価）をもって環境影響評価法の手続に替える特例規定を設けました。また、特例規定の円滑な推進に資することを目的に、特定評価書の作成にあたり必要な技術的な情報を提供する技術手引を関係自治体に向けて配布しました。平成24年度は、1件の特定環境影響評価が実施され「復興事業への迅速な着手」と「環境保全」の両立が図られました。

(5) 個別法等に基づく環境保全上の配慮

港湾法（昭和25年法律第218号）、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づいて行われる事業の認可、計画等の策定等に際し、環境保全の見地から検討を行いました。

(6) 地方公共団体における取組

平成24年度末現在、都道府県と政令指定都市を合わせた67団体のうち62団体において環境影響評価条例が公布・施行され、さらに知事意見を述べる際の審査会等第三者機関への諮問や事業者への事後調査の義務付けを導入しています。

対象事業については環境影響評価法対象の規模要件を下回るものに加え、廃棄物処理施設やスポーツ・レクリエーション施設、畜産施設、土石の採取、複合事業なども対象としており、さらに環境基本法に規定されている「環境」よりも広い範囲の「環境」の保全を目的とし、埋蔵文化財、地域コミュニティの維持、安全などについても評価対象にするなど、地域の独自性が発揮されています。

第8節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策

1 健康被害の救済及び予防

(1) 公害健康被害の補償・予防等

ア 大気汚染系疾病

(ア) 既被認定者に対する補償給付等

我が国では、昭和30年代以降の高度経済成長により、工業化が進んだ都市を中心に大気汚染の激化が進み、四日市ぜん息を始めとして、大気汚染の影響による呼吸器系疾患の健康被害が全国で発生しました。これらの健康被害者に対して迅速に補償等を行うため、1973年（昭和48年）、「公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）」に基づく公害健康被害補償制度が開始されました。

平成24年度は、同制度に基づき、被認定者に対し、[1]認定の更新、[2]補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料）、[3]公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業）等を実施しました。平成24年12月末現在の被認定者数は39,171人です。なお、昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定が解除されたため、新たな患者の認定は行われていません（表6-8-1）。

(イ) 公害健康被害予防事業の実施

独立行政法人環境再生保全機構により、以下の公害健康被害予防事業が実施されました。

- [1] 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査等を実施しました。また、ぜん息等の予防・回復等のためのパンフレットの作成、講演会の実施、及びぜん息の専門医による電話相談事業を行いました。さらに、地方公共団体の公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。
- [2] 地方公共団体に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、ぜん息等に関する健康相談、乳幼児を対象とする健康診査、ぜん息キャンプ、水泳教室等の機能訓練等を推進しました。

イ 水俣病

(ア) 水俣病被害の救済

a 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において昭和31年5月に、新潟県阿賀野川流域において40年5月に公式に確認されたものであり、四肢末梢の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害を主要症状とする中枢神経系疾患です。それぞれチッソ株式会社、昭和電工株式会社の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった中毒性中枢神経系疾患であることが昭和43年に政府の統一見解として発表されました。

水俣病の認定は、公健法に基づき行われており、平成25年3月末までの被認定者数は、2,975人（熊本県1,782人、鹿児島県491人、新潟県702人）で、このうち生存者は、653人（熊本県334人、鹿児島県132人、新潟県187人）となっています。

b 平成7年の政治解決

公健法及び平成4年から開始した水俣病総合対策医療事業（水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分、療養手当等を支給する事業）による対応が行われる一方で、公健法の認定申請を棄却された者による訴訟の多発などの水俣病をめぐる紛争と混乱が続いていたため、平成7年9月当時の与党三党により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。

表6-8-1 公害健康被害の補償等に関する法律の被認定者数等

(平成24年12月末現在)

区 分	地 域			実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
旧第一種地域 非特異的疾患	慢性気管支炎 気管支ぜん息 ぜん息性気管支炎 及び 肺気しゅ並びに これらの続発症	千葉県	南部臨海 地域	千葉県	49.11.30	274		
		東京都	千代田区 全域	千代田区	49.11.30	128		
		〃	中央区 〃	中央区	50.12.19	209		
		〃	港区 〃	港区	49.11.30	352		
		〃	新宿区 〃	新宿区	〃	997		
		〃	文京区 〃	文京区	〃	416		
		〃	台東区 〃	台東区	50.12.19	405		
		〃	品川区 〃	品川区	49.11.30	787		
		〃	大田区 〃	大田区	〃	1,675		
		〃	目黒区 〃	目黒区	50.12.19	490		
		〃	渋谷区 〃	渋谷区	49.11.30	466		
		〃	豊島区 〃	豊島区	50.12.19	628		
		〃	北区 〃	北区	〃	1,019		
		〃	板橋区 〃	板橋区	〃	1,536		
		〃	墨田区 〃	墨田区	〃	576		
		〃	江東区 〃	江東区	49.11.30	1,305		
		〃	荒川区 〃	荒川区	50.12.19	650		
		〃	足立区 〃	足立区	〃	1,571		
		〃	葛飾区 〃	葛飾区	〃	1,027		
		〃	江戸川区 〃	江戸川区	〃	1,479		
		東京都計						15,716
		第一種地域 特異的疾患	水俣病 〃 〃 〃 イタイイタイ病 慢性砒素中毒症 〃	横浜市	鶴見臨海地域	横浜市	47.2.1	434
				川崎市	川崎市・幸区	川崎市	44.12.27	1,519
				〃	〃	〃	47.2.1	〃
				〃	〃	〃	49.11.30	〃
				富士市	中部地域	富士市	47.2.1	420
				〃	〃	〃	52.1.13	〃
名古屋市	中南部地域			名古屋市	48.2.1	2,122		
〃	〃			〃	50.12.19	〃		
〃	〃			〃	53.6.2	〃		
東海市	北部・中部地域			愛知県	48.2.1	363		
四日市市	臨海地域・楠町全域			四日市市	44.12.27	423		
〃	〃			〃	49.11.30	〃		
大阪市	全 域			大阪市	44.12.27	6,736		
〃	〃			〃	49.11.30	〃		
〃	〃			〃	50.12.19	〃		
豊中市	南部地域			豊中市	48.2.1	194		
吹田市	南部地域			吹田市	49.11.30	208		
守口市	全 域			守口市	52.1.13	1,188		
東大阪市	中西部地域			東大阪市	53.6.2	1,289		
八尾市	中西部地域			八尾市	〃	730		
堺 市	西部地域			堺市	48.8.1	1,669		
〃	〃			〃	52.1.13	〃		
神戸市	臨海地域			神戸市	〃	764		
尼崎市	東部・南部地域			尼崎市	45.12.1	2,053		
〃	〃			〃	49.11.30	〃		
倉敷市	水島地域			倉敷市	50.12.19	1,256		
玉野市	南部臨海地域			岡山県	〃	33		
備前市	片上湾周辺地域	〃	〃	47				
北九州市	洞海湾沿岸地域	北九州市	48.2.1	900				
大牟田市	中部地域	大牟田市	48.8.1	833				
計						39,171		
第一種地域 特異的疾患	水俣病 〃 〃 〃 イタイイタイ病 慢性砒素中毒症 〃	阿賀野川	下流地域	新潟県	44.12.27	73		
		〃	〃	新潟市	〃	114		
		〃	沿岸地域	鹿児島県	〃	136		
		〃	〃	熊本県	〃	341		
		神通川	下流地域	富山県	〃	4		
		島根県	笹ヶ谷地区	島根県	49.7.4	3		
		宮崎県	土呂久地区	宮崎県	48.2.1	47		
計						718		
合 計						39,889		

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境省

これを踏まえ、国及び関係県は、医療事業の申請受付の再開(受付期間 平成8年1月～同年7月)等の施策を実施しました。原因企業から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業において、医療手帳(療養手帳を名称変更)の交付の対象となった者11,152人、医療手帳の対象とならない者であって、一定の神経症状を有する者1,222人に対して、保健手帳を交付し、医療費の自己負担分等を支給することになりました。

国及び関係県のこのような施策が実行に移されたことを受けて、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、平成8年2月及び5月に原告が訴えを取り下げました。一方、関西訴訟については、16年10月に、最高裁判決が出され、国及び熊本県には、昭和35年1月以降、水質二法・県漁業調整規則の規制権限を行使せず、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高裁判決が是認されました(表6-8-2)。

c 最高裁判決等を受けた各施策の推進

そのため政府は、平成18年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、平成7年の政治解決や関西訴訟最高裁判決も踏まえ、平成17年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行うこととしました。

- [1] 水俣病総合対策医療事業について、高齢化の進展等を踏まえた拡充を図り、また、保健手帳については、交付申請の受付を平成17年10月に再開(受付期間 ～平成22年7月)しました。
- [2] 平成18年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者をはじめとする水俣病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策に取り組んでいます。

(イ) 水俣病対策をめぐる現状

平成16年の関西訴訟最高裁判決後、最大で8,282人(保健手帳の交付による取り下げ等を除く。)の公健法の認定申請が行われ、また、28,364人に新たに保健手帳(平成22年7月申請受付終了)が交付されています。さらに、新たに国賠訴訟が6件提起されました。

このような新たな救済を求める者の増加を受け、水俣病被害者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進められ、自民党、公明党、民主党の三党の合意により、平成21年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。)」が成立し、公布・施行されました。その後、平成22年4月に水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針(以下「救済措置の方針」という。)を閣議決定しました。この「救済措置の方針」に基づき、四肢末梢優位の感覚障害又は全身性の感覚障害を有すると認められる方に対して、関係事業者から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業により、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分や療養手当等の支給を行っています。また、これに該当しなかった方であっても、一定の感覚障害を有すると認められる方に対しても、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

同年5月1日、救済措置の方針に基づく給付申請の受付を開始し、平成22年10月には水俣病被害者救済特措法に基づく一時金の支給を開始し、平成24年7月で申請受付を終了しました。

表6-8-2 水俣病関連年表

昭和31年	5月	水俣病公式確認
昭和34年	3月	水質二法施行
昭和40年	5月	新潟水俣病公式確認
昭和42年	6月	新潟水俣病第一次訴訟提訴(46年9月原告勝訴判決(確定))
昭和43年	9月	厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ及び昭和電工の排水中のメチル水銀化合物であるとの政府統一見解を発表
昭和44年	6月	熊本水俣病第一次訴訟提訴(48年3月原告勝訴判決(確定))
昭和44年	12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(救済法)」施行
昭和48年	7月	チッソと患者団体との間で補償協定締結(昭和電工と患者団体の間は同年6月)
昭和49年	9月	「公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)」施行
平成3年	11月	中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申
平成7年	9月	与党三党「水俣病問題の解決について」(最終解決策)決定
	12月	「水俣病対策について」閣議了解
平成8年	5月	係争中であった計10件の訴訟が取り下げ(関西訴訟のみ継続)
平成16年	10月	水俣病関西訴訟最高裁判決(国・熊本県の敗訴が確定)
平成17年	4月	環境省「今後の水俣病対策について」発表
平成18年	5月	水俣病公式確認50年
平成21年	7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布
平成22年	4月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」閣議決定
平成24年	2月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく特措法の申請受付の時期を7月末と決定
平成24年	7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく特措法の申請受付が終了

資料：環境省

平成24年7月末までの救済措置申請者数は65,151人（熊本県42,961人、鹿児島県20,082人、新潟県2,108人）となっています。

なお、認定患者の方々への補償責任を確実に果たしつつ、同法や和解に基づく一時金の支払いを行うため、同法に基づき、チッソ株式会社を平成22年7月に特定事業者指定し、同年12月にはチッソ株式会社の事業再編計画を認可しました。

また、裁判で争っている団体の一部とは和解協議を行い、平成22年3月には熊本地方裁判所から提示された所見を、原告及び被告双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。これと同様に新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、東京地方裁判所でも和解の基本的合意が成立し、これを踏まえて、和解に向けた手続きが進められ、平成23年3月に各裁判所において、和解が成立しました。

さらに、水俣市主催の「みなまた環境まちづくり研究会」に参加、支援するなど、救済措置の方針に基づき、水俣病発生地域の医療・福祉の充実や地域の再生・振興等を推進しています。

水俣病問題の解決には、公健法の認定患者の補償に万全を期し、高齢化が進む胎児性患者とその御家族の方など、みなさんが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、医療・福祉施策を進めるとともに、地域の絆の修復、地域の再生・融和（もやい直し）によって、地域の活性化を図ることが必要です。

（ウ）普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。

コラム

水俣のいま

水俣市は、水俣病という世界でも類例のない悲惨な公害を二度と繰り返さないために、その経験と教訓を活かし、未曾有の公害という負の遺産をプラスの資産に価値転換すべく、平成4年に「環境モデル都市づくり宣言」を行い、日本で先駆けて家庭から排出されるごみを市民自らが20種類（現在24種類）に細分化する徹底した分別収集によるリデュース・リユース・リサイクルの推進や、エコタウンへのリサイクル産業の集積など環境に関するさまざまな取組を行ってきました。また、水俣病の経験と教訓を、国内のみならず国外にも積極的に発信するなどして、地域内外の環境人材育成を図るための拠点となっています。このようなさまざまな取組の積み重ねが評価され、NGOなどによる「環境首都コンテスト」において、水俣市は全国総合第1位を過去4回獲得し、平成23年3月に全国で唯一の「日本の環境首都」の称号を獲得しました。

水俣市は、平成22年度から環境を原動力とした地域の振興を更に進めています。環境省としても、平成24年度から開始された「環境首都水俣創造事業」等を通じて、全力で支援していくこととしています。

さらに、平成25年1月に政府間交渉委員会第5回会合において条文案が合意された「水銀に関する水俣条約」の採択・署名のための外交会議を同年10月に熊本市及び水俣市で開催することとしています。

水俣のいま



写真：水俣市

ウ イタイイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイイタイ病は、昭和30年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、43年5月、厚生省が、「イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を発表しました。44年12月、神通川流域が救済法の施行とともに指定地域として指定され、49年9月には、救済法を引き継いだ公健法により第二種地域に指定されました。平成24年12月末現在の公健法の被認定者数は4人（認定された者の総数196人）です。また、富山県は将来イタイイタイ病に発展する可能性を否定できない者を要観察者として経過を観察することとしています。平成24年12月末現在、要観察者は1人となっています。

エ 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び島根県笹ヶ谷地区における慢性砒素中毒症については、平成24年12月末現在の公健法の被認定者数は、土呂久地区で47人（認定された者の総数187人）、笹ヶ谷地区で3人（認定された者の総数21人）となっています。

(2) アスベスト（石綿）健康被害の救済

石綿を原因とする中皮腫及び肺がんは、[1] ばく露から30～40年と長い期間を経て発症することや、石綿そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこでばく露したかの特定が困難なこと、[2] 予後が悪く、多くの方が発症後1～2年で亡くなること、[3] 現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30～40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないままにお亡くなりになる方がいることなどの特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）が平成18年3月27日に施行されました。

その後、医療費等の支給対象期間の拡大や特別遺族弔慰金等の請求期限の延長等を定めた改正石綿救済法が平成20年12月1日より施行されました。

また、平成22年5月6日に提出された中央環境審議会の答申を受け、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」を石綿救済法の指定疾病として追加する政令が、平成22年7月1日より施行されました。

さらに、平成23年6月20日には今後の石綿健康被害救済制度の在り方について中央環境審議会からの答申があり、「現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかない」とされました。

平成23年8月30日には、議員立法による改正石綿救済法が施行され、特別遺族弔慰金等の請求期限が更に10年延長されました。

救済給付に係る申請等については、平成24年度末時点で12,236件を受け付け、うち8,647件が認定、1,933件が不認定、1,656件が取り下げ又は審議中とされています。

(3) 環境保健に関する調査研究

ア 環境保健施策基礎調査等

(ア) 大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるため引き続き、全国38地域で3歳児、全国39地域で6歳児を対象とした環境保健サーベイランス調査を実施しました。

その他、独立行政法人環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

(イ) 環境要因による健康影響に関する調査研究

熱中症対策については、関係省庁が緊密に連携して取り組みました。環境省としては暑さ指数(WBGT)の情報提供、「熱中症環境保健マニュアル」等の配布や熱中症対策講習会の実施等による予防・対処法の普及啓発を実施しました。

花粉症対策には、発生源対策、花粉飛散量予測・観測、発症の原因究明、予防及び治療の総合的な推進が不可欠なことから、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。環境省では、スギ・ヒノキの花粉総飛散量、飛散開始時期及び終息時期等の予測を実施しました。さらに、「花粉観測システム(愛称:はなこさん)」では、全国的に設置した花粉自動測定機による花粉の飛散状況を環境省ホームページ上でリアルタイムで公開しています(<http://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/index.html> (別ウィンドウ))。

コラム

国と地方自治体で進める花粉発生源対策

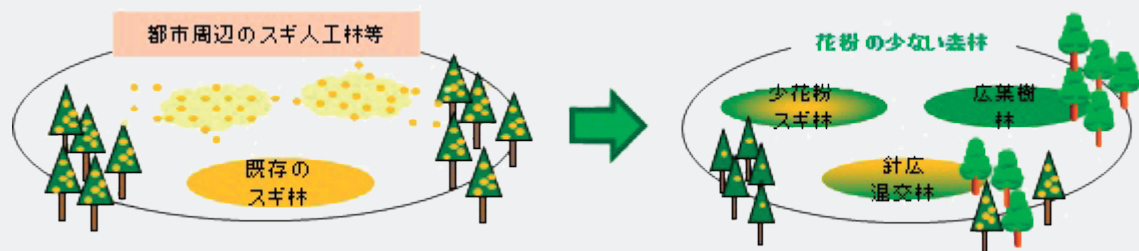
平成20年に実施された「鼻アレルギー全国疫学調査」によると、全国民に対する我が国のスギ花粉症患者の割合が26.5%に上ると報告されるなど、国民的な問題となっています。花粉症発症のメカニズムについては、食生活などに代表される生活習慣の変化や大気汚染などの要因が挙げられていますが、まだ十分に解明されていません。

林野庁では、森林・林業面からの花粉発生源対策として、少花粉スギ等の花粉症対策品種の開発や苗木の普及等を通じて、少花粉スギ林や広葉樹林等花粉の少ない森林への転換に取り組んでいます。こうした取組を進めてきた結果、少花粉スギ等の花粉症対策苗木の年間生産量は年々増大(平成17年度の9万本から平成23年度は142万本と約16倍に増加)しており、さらに生産量を増大させるため、生産体制の整備等の取組を進めています。

地方自治体においても、スギ花粉対策に積極的に取り組んでいます。奥多摩地区を中心に広大なスギ林を有する東京都では、「花粉の少ない森作り運動」を推進しています。この運動では、都民や民間企業に対し、募金や多摩産材の積極的な活用のほか、ボランティア活動への参加などを呼びかけています。都民に対しては、500円玉3枚(1,500円)の募金額でスギ1本を切り出し、花粉の少ないスギに植え替えることができる「花粉の少ない森づくり募金」のほか、花粉の少ないスギの植樹会や森林インストラクターによる自然観察会の実施等、都民が参加できるボランティア活動やイベントを主催する「森づくりのパートナー」という運動も展開しています。他方、民間企業に対しては「企業の森」という取組を展開しています。この取組では、多摩地域の森林を企業や森林所有者等で費用負担して、森林整備や森づくりに関する協定を締結し、企業や団体の協賛によって花粉の少ないスギ品種等の植林を進めています。

これらの取組は花粉症対策につながると同時に、森林の整備・保全、木材供給、木材の有効利用等の取組を一体的に進めることにより、水源のかん養や国土の保全、二酸化炭素の吸収・固定といった森林の多面的な機能の発揮にもつながっていくことが期待されています。

花粉の少ない森林への転換の推進



・都市周辺のスギ人工林等について、少花粉スギ等苗木や広葉樹の植栽等による花粉の少ない森林への転換を推進

資料：林野庁



黄砂の健康影響については、引き続き情報収集に努めるとともに、疫学調査を実施し、健康影響の評価・検討を行いました。また、「身のまわりの電磁界について」や「紫外線環境保健マニュアル」等を用いてその他の環境要因による健康影響について普及啓発に努めました。

イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀の毒性メカニズム、低濃度メチル水銀へのばく露による健康影響等、いまだ十分に解明されていない課題に対応するため、基礎的研究及び応用的研究の推進、情報収集・整理等により、水俣病やメチル水銀に関する最新の知見の収集に努めました。

イタイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした健康調査などを実施し、その究明に努めました。

ウ 石綿による健康被害に関する調査

石綿を取り扱っていた事業場周辺においては一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があるため、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、大阪府泉南地域等、兵庫県尼崎市、奈良県、北九州市門司区及び佐賀県鳥栖市の7地域において、健康リスク調査として、住民を対象とした問診、胸部エックス線及びCT検査を実施し、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を行いました。また、石綿関連疾患に係る医学的所見やばく露状況の解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を行いました。

2 放射線による人の健康へのリスク管理

東京電力福島第一原子力発電所事故により、東京電力福島第一発電所周辺地域の方の被ばく線量の把握や、放射線の健康影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されています。また、「自身が受けた放射線量がわからない」「将来の健康影響が心配」など、大きな不安を抱え、ストレスが増大しており、「基本的な情報の不足」や「情報の質のばらつき」がこれに拍車をかけています。これらの不安・ストレス、さらには避難所生活の長期化等により、基礎疾患が悪化する等、心身の健康状態が悪化する可能性が増大しています。

このような状況を踏まえ、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度第二次補正予算により、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し全面的に県を支援しています。福島県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康管理調査を実施し、行動調査に基づく被ばく線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行うこととしています。この他に、個人線量計やホールボディカウンターによる被ばく線量の測定などを実施しています。また、福島県の「県民健康管理調査」検討委員会に、国もオブザーバーとして参加してきたところですが、第8回検討委員会（平成24年9月11日）からは、国も検討委員会の委員として出席しています。

さらに、放射線による健康不安に対して適切に対応していくことが重要であり、平成24年5月31日、以下の4つの重点施策からなる「原子力被災者等の健康不安対策に関するアクションプラン」を決定しました。

- [1] 関係者の連携、共通理解の醸成
- [2] 放射線影響等に係る人材育成、国民とのコミュニケーション等
- [3] 放射線影響等に係る拠点の整備、連携強化
- [4] 国際的な連携強化

3 公害紛争処理等

(1) 公害紛争の処理状況

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件（水俣病やイタイイタイ病のような事件）や広域処理事件（航空機騒音や新幹線騒音）などについて、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

ア 公害等調整委員会に係属した事件

平成24年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は24件で、これらに前年から繰り越された40件を加えた計64件（責任裁定事件30件、原因裁定事件27件、調停事件6件、義務履行勧告事件1件）が24年中に係属しました。その内訳は、表6-8-3のとおりです。このうち24年中に終結した事件は34件で、残り30件が25年に繰り越されました。

終結した主な事件としては、「神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件」があります。

この事件は、茨城県神栖市等の住民（申請人）が、国及び茨城県を相手方（被申請人）とし、有機ヒ素化合物による地下水汚染によって健康被害を受けたとして、損害賠償を求めたものです。

公害等調整委員会は、17回の審問期日を開催するとともに、ヒ素による健康被害等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員5人を選任し、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど手続を進め、平成24年5月、被申請人茨城県に対し、慰謝料として2,826万円の支払をするよう命ずる裁定を行い、本事件は終結しました。

イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

平成24年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は36件で、これに前年から繰り越された37件を加えた計73件（調停事件72件、義務履行勧告申出事件1件）が24年中に係属しました。このうち24年中に終結した事件は34件で、残り39件が25年に繰り越されました。

ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、都道府県・市区町村や弁護士会、法テラスと情報・意見交換を行いました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、都道府県公害審査会等との相互の情報交換・連絡協議に努めました。

(2) 公害苦情の処理状況

ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況につ

表6-8-3 平成24年中に公害等調整委員会に係属した事件

	事 件 名	件数
責任裁定事件	1 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	2
	2 深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1
	3 神埼市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	1
	4 宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	1
	5 宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1
	6 中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1
	7 小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	1
	8 松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件	1
	9 焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	1
	10 千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1
	11 芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	1
	12 吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	1
	13 羽生市における医療廃棄物による土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	1
	14 原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件	1
	15 港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件	1
	16 八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件	1
	17 名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1
	18 茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	1
	19 栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	1
	20 岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	21 岐阜市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1
	22 刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	1
	23 大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件	1
	24 江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	2
	25 岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	26 品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	1
	27 大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	28 福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	1
原因裁定事件	1 筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	2 東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	1
	3 熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	2
	4 横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	5 文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	1
	6 葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1
	7 鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1
	8 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	9 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	3
	10 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	11 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	12 原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件	1
	13 加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件	1
	14 富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	15 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	1
	16 福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	1
	17 沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件	1
	18 安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	19 野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	1
	20 神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件	1
	21 武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	1
	22 京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1
	23 千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	24 栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
調停事件	1 長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件	1
	2 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	1
	3 大津市における汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停申請事件	1
	4 千葉県における航空機騒音調停申請事件	1
	5 手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件	2
義務履行勧告事件	1 上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	1

資料：公害等調整委員会

いて報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

イ 公害苦情の受付状況

平成23年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は80,051件で、前年度に比べ44件減少しました(対前年度比0.1%減)。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情件数は54,453件で、前年度に比べ392件減少しました(対前年度比0.7%減)。

一方、廃棄物投棄など典型7公害以外の苦情件数は25,598件で、前年度に比べて348件増加しました(対前年度比1.4%増)。種類別に見ると、廃棄物投棄が11,846件(典型7公害以外の苦情件数の46.3%)で、前年度に比べて460件減少(対前年度比3.7%減)、その他(日照不足、通風妨害、夜間照明など)が13,752件で、前年度に比べて808件増加しました(対前年度比6.2%増)。

ウ 公害苦情の処理状況

平成23年度の典型7公害の苦情処理件数のうち、35,380件(70.8%)が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1週間以内に処理されました。

エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導などを行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議を開催しました。

4 環境犯罪対策

(1) 環境犯罪対策の推進

環境犯罪について、特に産業廃棄物の不法投棄事犯等を重点対象として、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを推進しました。平成24年中に検挙した環境犯罪の検挙事件数は6,503事件(23年中は6,503事件)で、過去5年間における環境犯罪の法令別検挙事件数の推移は、表6-8-4のとおりです。

(2) 廃棄物事犯の取締り

平成24年中に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反で検挙された5,655事件(23年中は5,700事件)の態様別検挙事件数は、表6-8-5のとおりです。このうち不法投棄事犯が51.3%(23年中は52.4%)、また、産業廃棄物事犯が17.8%(23年中は18.2%)を占めています。

表6-8-4 環境犯罪の法令別検挙件数の推移
(平成20年～平成24年)

(単位: 事件)

区分	年次	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数		7,173	7,164	7,179	6,503	6,503
廃棄物処理法		6,124	6,128	6,183	5,700	5,655
水質汚濁防止法		5	11	5	1	4
その他 ^(注1)		1,044	1,025	991	802	844

注1: その他は、種の保存法、鳥獣保護法、自然公園法等である。
資料: 警察庁

表6-8-5 廃棄物処理法違反の態様別検挙件数(平成24年)

(単位: 事件)

区分	態様	不法投棄	委託違反 ^(注1)	無許可処分 ^(注2)	その他	計
総数		2,899	21	21	2,714	5,655
産業廃棄物		251	20	8	728	1,007
	一般廃棄物	2,648	1	13	1,986	4,648

注1: 委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。

注2: 廃棄物の無許可収集運搬業及び同処分業を示す。
資料: 警察庁

表6-8-6 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員（平成24年）

罪名	受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	計	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7,499	4,267	3,012	7,279	58.6
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	531	273	260	533	51.2
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	460	151	303	454	33.3
動物の愛護及び管理に関する法律	59	24	37	61	39.3
軽犯罪法（1条14号、27号）	166	30	123	153	19.6
水質汚濁防止法	16	9	9	18	50.0
その他	424	182	131	313	58.1
合計	9,155	4,936	3,875	8,811	56.0

注：起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員)×100による。
資料：法務省

ます。

(3) 水質汚濁事犯の取締り

平成24年中の水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）違反に係る水質汚濁事犯の検挙事件数は4事件（23年中は1事件）でした。

(4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

平成24年中における罪名別環境関係法令違反事件の通常受理・処理人員は、表6-8-6のとおりです。受理人員は、廃棄物処理法違反の7,499人が最も多く、全体の約81.9%を占め、次いで、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反（531人）となっています。処理人員は、起訴が4,936人、不起訴が3,875人となっており、起訴率は約56.0%となっています。起訴人員のうち公判請求は316人、略式請求命令は4,620人となっています。最近5年間に検察庁で取り扱った環境関係法令違反事件の受理・処理人員の推移は、表6-8-7のとおりです。24年中の通常受理人員は9,155人で、前年より293人増加しています。

表6-8-7 環境関係法令違反事件通常受理・処理人員の推移

年次	通常受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	合計	
平成20年	9,739 (100)	5,994	3,494	9,488	63.2
平成21年	9,688 (99)	5,598	3,719	9,317	60.1
平成22年	9,518 (98)	5,305	3,903	9,208	57.6
平成23年	8,862 (91)	4,821	3,740	8,561	56.3
平成24年	9,155 (94)	4,936	3,875	8,811	56.0

注1：() 内は、平成20年を100とした指数である。
注2：起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員)×100による。
資料：法務省

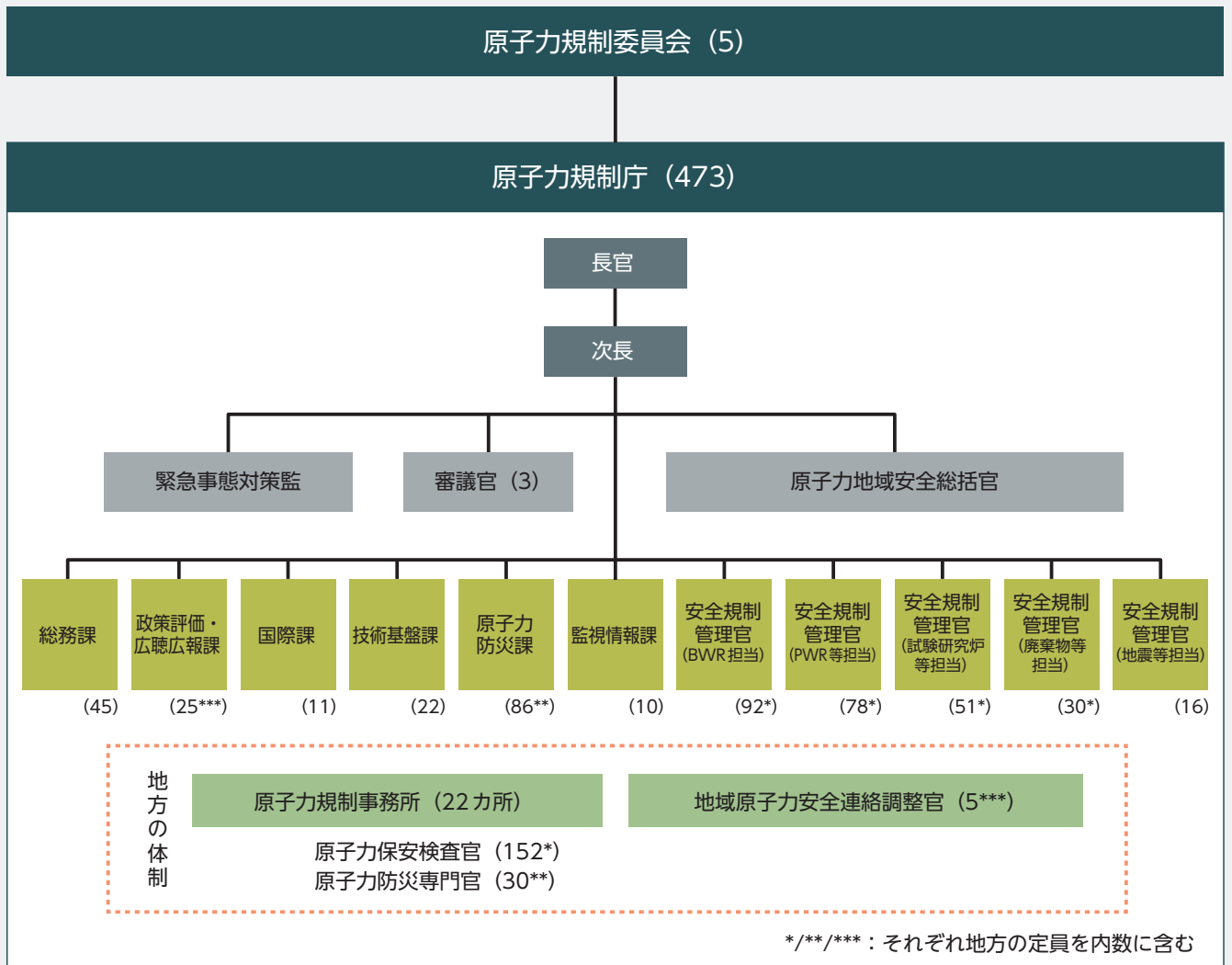
第9節 原子力の安全の確保

1 原子力規制委員会の発足

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえ、原子力利用の「推進」と「規制」を分離し、規制事務の一元化を図るとともに、専門的な知見に基づき中立公平な立場から、独立して原子力安全規制に関する業務を担う行政機関として、平成24年9月19日、環境省の外局として原子力規制委員会が発足しました。原子力規制委員会は、内閣総理大臣が任命した委員長及び4人の委員から構成され（25年2月15日に国会同意）、その事務局機能は原子力規制庁が担います。「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として掲げ、5つの活動原則とともに、原子力規制委員会の組織理念として決定しています。

平成25年3月現在の定員は473名（図6-9-1）、平成24年度予算（補正後）は37,755百万円です（なお、内閣府において、別途、原子力防災関連予算21,842百万円（補正後）を計上。）。24年9月19日から25年3月末日までに、原子力規制委員会を35回開催し、必要な審議、評価、決定等を行いました。

図6-9-1 原子力規制委員会組織図



資料：環境省

2 原子力施設の安全確保に向けた取組

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の安全確保

東京電力福島第一原子力発電所の安全確保及び同1～4号機の廃炉に向けて、平成24年11月7日に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)に定める「特定原子力施設」として指定し、「措置を講ずべき事項」を提示しました。これを受け24年12月7日に東京電力から提出された実施計画について、原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員等から成る「特定原子力施設監視・評価検討」において認可に向けて検討を進めています。また、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき東京電力から原子力規制委員会に報告があったもののうち、3号機使用済燃料プール内への鉄骨落下、停電による使用済燃料プール代替冷却システム等の一部設備の停止等、施設の安定的な運転に影響を与える可能性のある事象や放射性物質を含む水の系外への漏えいなどの事象については、原子力規制委員会が再発防止策等の妥当性について確認しました。

(2) 規制基準等の見直し

平成24年6月に原子炉等規制法が改正され、重大事故(シビアアクシデント)対策の強化や、最新の技術的知見を取り入れ、既設の施設にも新規制基準への適合を義務づける制度(バックフィット制度)の導入等を行

うこととなりました。このうち、改正法に基づき25年7月までに施行する必要がある発電用軽水型原子炉に係る新規規制基準等の策定に関しては、原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員等から成る検討チームを3つ設け、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓や国際原子力機関（IAEA）等の国際基準を踏まえ、検討を行いました。25年2月には、重大事故対策を取り入れ、地震・津波対策等を強化した新規規制基準の骨子案を取りまとめ、パブリックコメントを実施しました。

また、核燃料施設等についても、平成25年12月までの施行に向けて、新規規制基準等の策定作業を開始しました。

(3) 敷地内破砕帯の調査

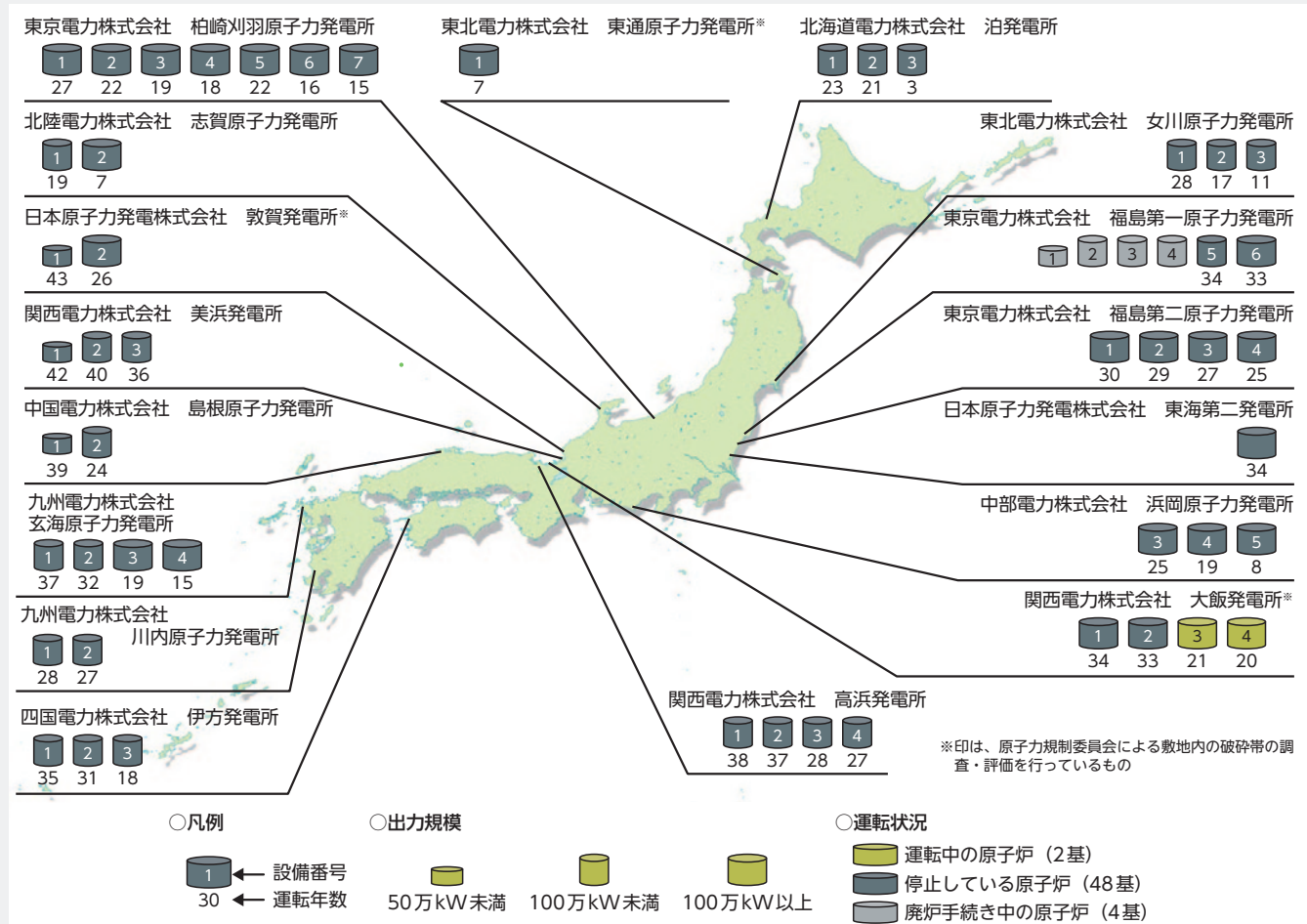
旧原子力安全・保安院の指示により追加調査を行っている原子力発電所の敷地内の破砕帯については、平成24年10月以降、関西電力大飯発電所、日本原子力発電敦賀発電所及び東北電力東通原子力発電所において、順次現地確認を行い、活断層であるかどうかの評価のための検討を行いました。これらの現地調査・評価は、担当委員及び関係学会からの推薦を受けた者から成る有識者会合を発電所ごとに設けて実施しました。

(4) 全国の原子力施設の安全性の点検

平成25年3月現在の原子力発電所の運転状況等は図6-9-2のとおりです。

原子力施設の安全を確保するために、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、18施設（実用発電用原子炉全17施設、研究開発段階炉〔建設中〕全1施設）で定期検査を実施しており、また、原子炉等規制法に基づき、5施設（加工施設2施設、研究開発段階炉〔廃止措置中〕1施設、再処理施設1施設、廃棄物管理施設1施設）で施設定期検査を実施しました。また、同法に基づき、保安規定の遵守状況を確認する検査（保安検査）を、

図6-9-2 全国の原子力発電所とその運転状況（平成25年3月31日現在）



資料：環境省

62施設について行いました(加工施設全6施設、試験研究用原子炉全6施設、試験研究用原子炉[廃止措置中]全8施設、実用発電用原子炉全17施設、実用発電用原子炉[廃止措置中]全2施設、研究開発段階炉[建設中]全1施設、研究開発段階炉[廃止措置中]全1施設、再処理施設全2施設、廃棄物管理施設全2施設、廃棄物埋設施設全2施設、核燃料物質使用施設全15施設)。

また、原子炉等規制法に基づき報告のあった事故・故障等は7件(実用発電用原子炉4件、試験研究炉及び使用施設3件)でした。

3 危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和のための取組

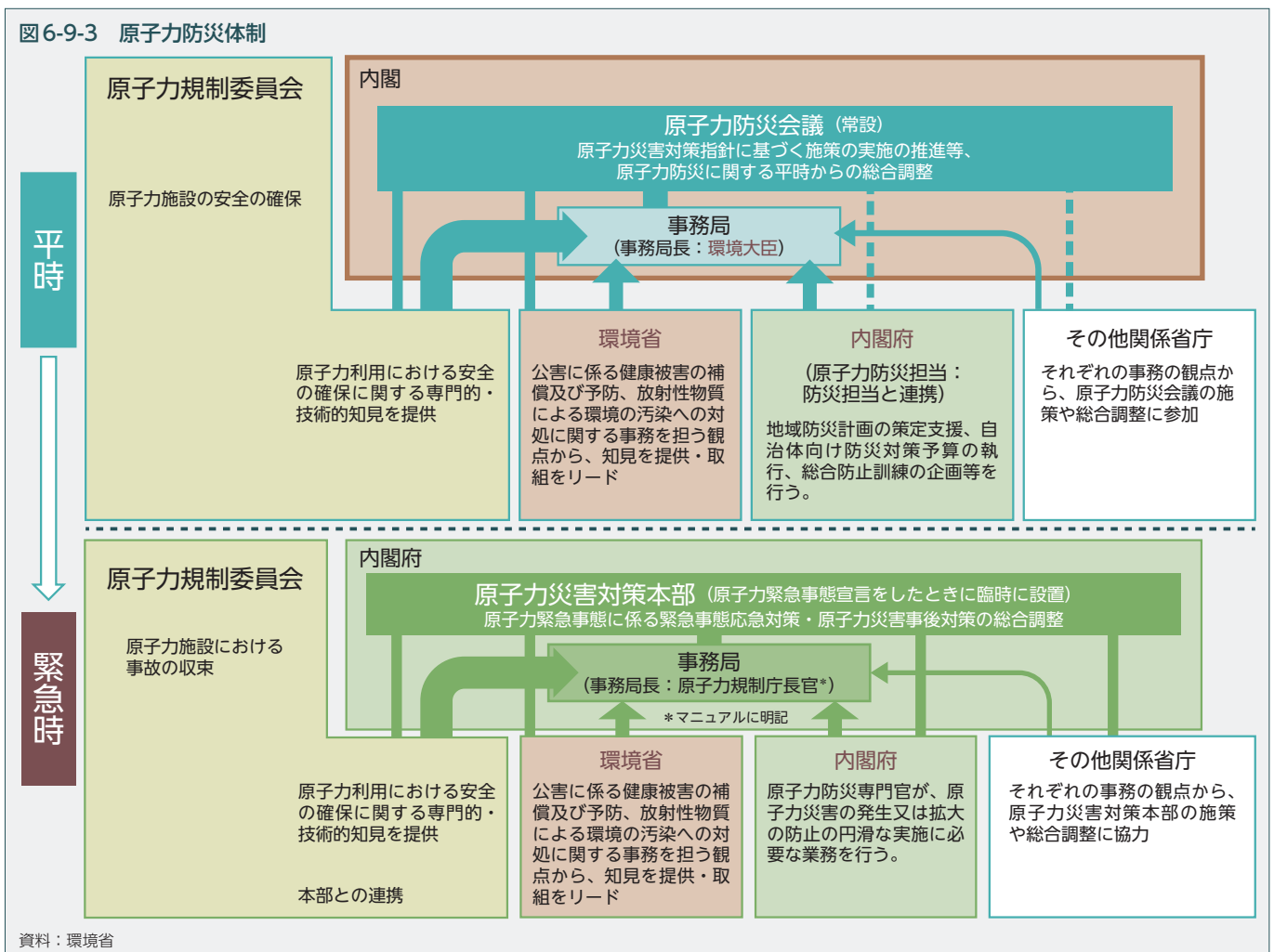
(1) 原子力災害対策の体制整備

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を踏まえた新たな原子力災害対策を構築するため、平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法(昭和30年法律第186号)、原子力災害対策特別措置法等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築されました(図6-9-3)。

原子力災害対策に係る施策は、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要です。このため、政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置され、原子力規制委員会委員長が会議の副議長に位置づけられました。また、大量の放射性物質の放出等、原子力緊急事態が発生した場合に設置される「原子力災害対策本部」においては、原子力規制委員会委員長がその副本部長に位置づけられ、原子力施設の安全に係る技術的・専門的事項の判断については、原子力規制委員会が一義的に担当することとなりました。

また、このような新たな原子力災害対策の体制整備に伴い、平成24年9月6日、我が国の防災に関する方針

第6章



をまとめた防災基本計画の原子力災害対策編が改正されました。さらに、原子力災害発生時の対応について、原子力規制委員会を含めた関係省庁の具体的な活動要領を定めるため、10月19日に開催された第1回原子力防災会議において、原子力災害対策マニュアルが了承されました。同マニュアルにおいては、政府としての具体的な要員配置や対応手順等が定められ、原子力規制委員会は、総理大臣官邸(以下「官邸」という。)に設置される原子力災害対策本部の事務局の中核となり、情報収集・情報発信、事業者の事故収束活動の監督、避難等の周辺住民に対する防護措置に係る専門的判断等を行うこととされました。

(2) 原子力災害対策指針の策定

原子力災害対策特別措置法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされています。このため、原子力規制委員会において、発足後速やかに同指針の議論を開始し、平成24年10月31日に同指針を策定しました。

その後も、緊急時における防護措置の判断基準やそれに応じた防護措置、スクリーニングや安定ヨウ素剤の予防服用等の被ばく医療等について、内容の充実を図るべく、原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員等から成る検討チームを設け、検討を行いました。それを受けて、原子力規制委員会において、平成25年1月30日には、原子力災害対策指針の改定原案を取りまとめ、パブリックコメントを行った上で、2月27日、同指針を改定しました。同指針を踏まえた、関係地方公共団体における地域防災計画の策定の支援を進め、また、防災資機材やオフサイトセンターの整備支援に必要な予算措置を計上して、地域における原子力災害対策の体制整備を図りました。

(3) 原子力規制委員会の緊急時対応への取組

平成24年9月19日の平成24年度第1回原子力規制委員会において、警戒事象(原子力発電所立地市町村における震度5弱以上の地震の発生や立地都道府県における大津波警報の発令等)が発生した際の原子力規制委員会の対応について定めた、「原子力規制委員会初動対応マニュアル」を決定しました。また、緊急時における情報連絡を円滑かつ確実なものとするため、国、地方公共団体、事業者における各拠点が接続されたテレビ会議システム、衛星回線を活用した通信システムなどを整備しました。

平成24年10月25日に宮城県沖で地震が発生(石巻市で震度5弱を観測)した際には、上記マニュアルに沿って原子力規制委員会委員長以下、委員及び原子力規制庁幹部がERC(原子力規制庁緊急時対応センター)に参集し、原子力規制委員会原子力事故警戒本部を設置して緊急時対応を行いました。また、10月5日には、原子力規制委員会委員が、自衛隊及び警察の協力を得て、日本原燃株式会社・六ヶ所再処理施設への現地参加訓練を行ったほか、11月には原子力規制委員会委員及び原子力規制庁幹部等を対象とした参集訓練を実施しました。また、12月には課長級以下の原子力規制庁職員を対象とした通信機器の習熟訓練及び官邸の危機管理センターとの情報伝達訓練を実施しました。

また、事故の際に適切に環境モニタリングが実施できるよう、放射線モニタリング対策官事務所にモニタリングカーを配備するとともに、平成24年10月19日、原子力緊急事態における原子力規制委員会の応急対策に関して技術的事項の検討に関する支援を行う緊急事態応急対策委員を任命しました。

(4) 放射線モニタリング

原子力規制委員会の発足に伴い、放射線モニタリングについては、同委員会がその司令塔機能を担うこととなりました。放射線モニタリング結果について、1週間ごとに解析し、1ヶ月ごとに解析結果をとりまとめ、評価・公表しました。

(5) 核物質防護

核物質防護(核セキュリティ)に関しては、平成24年9月19日から平成25年3月31日までに、45件の核物質防護規定の変更の認可を行ったほか、41件の核物質防護規定の遵守状況についての検査、29件の特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認証の交付を行いました。また、平成25年3月4日、「核セキユ

リティに関する検討会」を立ち上げ、幅広い視点から、当面の諸課題に対応することとしました。

4 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組

原子力規制委員会及び検討チーム等の会議の議事、議事録及び資料の原則公開、委員3人以上が参加する規制に関わる打合せの概要、被規制者との面談の概要等の原則公開、行政文書の積極的公開、報道機関に対する幅広く積極的な記者会見（定例は原子力規制委員会委員長/週1回、原子力規制庁報道官/週2回）等を行い、意思決定過程の透明性の確保に努めました。また、意思決定に関与する者の中立性を確保するため、原子力規制委員会委員の在任期間中の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を定めました。

また、実効ある規制事務を遂行するためには職員の資質向上を図ることが重要であり、原子力安全規制に関する専門研修等に加え、職員の使命感の向上を図るための研修、原子力工学の知識の維持・向上のための研修等を実施しました。

国際社会からの信頼確保や連携・協力も重要課題であり、平成24年10月に、原子力規制委員会委員が米国、英国及びフランスの原子力規制機関及びIAEAを訪問し、新設された原子力規制委員会の概要及び原子力規制の取組状況等について説明するとともに、今後の連携・協力のあり方等について意見交換を行いました。また、24年12月に日本政府とIAEAが共催した「原子力安全に関する福島閣僚会議」において、原子力規制委員会委員長が基調講演を行うとともに、同会議の開催期間中に、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ、ロシア、韓国、ベトナム及びベラルーシの原子力規制機関とそれぞれ会談を行い、米国及びフランスとの間で原子力安全の協力に関する従来の二国間取極を引き続き有効なものとするための覚書に調印しました。また、米国、英国及びフランスの原子力規制機関のトップとしての豊富な経験をはじめ、国際的な幅広い活動歴を有する3名の有識者を国際アドバイザーに委嘱し、12月14日、東京において原子力安全に関する意見交換を行いました。